

平成19年6月12日 開 会

平成19年6月29日 閉 会

平成19年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月12日（火曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
欠席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 報第3号から日程第6 報第6号まで.....	4
日程第7 議第49号から日程第12 議第54号まで.....	4
平野市長提案説明.....	5
散 会（午前10時17分）.....	8

6月21日（木曜日）第2号

議事日程.....	9
本日の会議に付した事件.....	9
出席議員.....	10
欠席議員.....	10
説明のため出席した者の職氏名.....	10
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	11
開 議（午前10時00分）.....	12
日程第1 質 疑（議第49号から議第54号まで）.....	12
14番 寺町知正議員質疑.....	12
恩田教育委員会事務局長答弁.....	12
14番 寺町知正議員質疑.....	13
恩田教育委員会事務局長答弁.....	13
14番 寺町知正議員質疑.....	13

恩田教育委員会事務局長答弁.....	14
14番 寺町知正議員質疑.....	14
恩田教育委員会事務局長答弁.....	14
休 憩（午前10時12分）.....	15
再 開（午前10時12分）.....	15
16番 中田静枝議員質疑.....	15
梅田基盤整備部長答弁.....	16
16番 中田静枝議員質疑.....	16
梅田基盤整備部長答弁.....	16
16番 中田静枝議員質疑.....	17
梅田基盤整備部長答弁.....	17
14番 寺町知正議員質疑.....	17
梅田基盤整備部長答弁.....	17
14番 寺町知正議員質疑.....	17
梅田基盤整備部長答弁.....	18
14番 寺町知正議員質疑.....	18
平野市長答弁.....	19
14番 寺町知正議員質疑.....	19
平野市長答弁.....	19
14番 寺町知正議員質疑.....	19
松影市民環境部長答弁.....	19
14番 寺町知正議員質疑.....	20
松影市民環境部長答弁.....	20
14番 寺町知正議員質疑.....	20
松影市民環境部長答弁.....	20
日程第2 委員会付託（議第49号から議第54号）.....	21
散 会（午後10時30分）.....	21

6月27日（水曜日）第3号

議事日程.....	23
本日の会議に付した事件.....	23
出席議員.....	23

欠席議員.....	23
説明のため出席した者の職氏名.....	23
欠席した者の職氏名.....	24
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	24
開 議（午前10時00分）.....	25
日程第1 諸般の報告.....	25
日程第2 一般質問.....	25
1. 1番 石神 真議員質問.....	25
(1) おいしい水とは.....	25
梅田基盤整備部長答弁.....	26
石神 真議員質問.....	26
梅田基盤整備部長答弁.....	26
石神 真議員発言.....	27
2. 4番 尾関律子議員質問.....	27
(1) 循環型社会への取り組みについて.....	27
松影市民環境部長答弁.....	28
尾関律子議員質問.....	29
松影市民環境部長答弁.....	30
(2) がん対策について.....	31
笠原保健福祉部長答弁.....	32
尾関律子議員質問.....	33
笠原保健福祉部長答弁.....	33
尾関律子議員発言.....	33
休 憩（午前10時33分）.....	34
再 開（午前10時45分）.....	34
3. 16番 中田静枝議員質問.....	34
(1) 市会議員選挙ポスター制作費疑惑について.....	34
平野市長答弁.....	35
中田静枝議員質問.....	36
平野市長答弁.....	38
中田静枝議員質問.....	39
平野市長答弁.....	39

(2) 公共下水事業と住民負担の軽減について.....	40
梅田基盤整備部長答弁.....	41
中田静枝議員質問.....	42
梅田基盤整備部長答弁.....	43
中田静枝議員質問.....	43
梅田基盤整備部長答弁.....	44
(3) 定率減税廃止と税源移譲による市民税増収、市民に還元を.....	44
平野市長答弁.....	45
4 . 14番 寺町知正議員質問.....	46
(1) 山県市長や議員の倫理観や制度及び経済観念の問題.....	46
平野市長答弁.....	48
寺町知正議員質問.....	49
平野市長答弁.....	51
寺町知正議員質問.....	52
平野市長答弁.....	53
(2) 土地開発公社の現状や塩漬け土地の有無.....	53
嶋井副市長答弁.....	55
寺町知正議員質問.....	56
嶋井副市長答弁.....	56
寺町知正議員質問.....	57
嶋井副市長答弁.....	57
(3) 多重債務者への対応と自治体の姿勢.....	57
田中総務部次長答弁.....	59
寺町知正議員発言.....	60
散 会（午後0時21分）.....	61
6月29日（金曜日）第4号	
議事日程.....	63
本日の会議に付した事件.....	64
出席議員.....	66
欠席議員.....	67
説明のため出席した者の職氏名.....	67

追加日程	発議第8号 市民の信頼回復に向けて.....	85
22番	久保田 均議員提案説明.....	85
追加日程	質 疑.....	85
14番	寺町知正議員質疑.....	85
22番	久保田 均議員答弁.....	86
14番	寺町知正議員質疑.....	86
22番	久保田 均議員答弁.....	87
	村橋議長答弁.....	87
14番	寺町知正議員質疑.....	87
22番	久保田 均議員答弁.....	88
14番	寺町知正議員質疑.....	88
22番	久保田 均議員答弁.....	88
14番	寺町知正議員質疑.....	89
22番	久保田 均議員答弁.....	90
16番	中田静枝議員質疑.....	90
22番	久保田 均議員答弁.....	91
追加日程	討 論.....	91
11番	影山春男議員賛成討論.....	92
16番	中田静枝議員反対討論.....	92
14番	寺町知正議員賛成討論.....	92
5番	横山哲夫議員賛成討論.....	93
追加日程	採 決.....	93
日程第13	議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	94
日程第14	質 疑.....	96
日程第15	閉会中の継続審査について.....	96
閉 会	(午前11時47分).....	97
会議録署名者	97

平成19年 6 月12日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成19年第2回

山県市議会定例会会議録

第1号 6月12日(火曜日)

議事日程 第1号 平成19年6月12日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第3号 平成18年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報第4号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報第5号 平成18年度山県市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報第6号 山県市土地開発公社経営状況について

日程第7 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)

日程第9 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に関する協定の締結について

日程第11 議第53号 市道路線の認定について

日程第12 議第54号 市道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第3号 平成18年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報第4号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報第5号 平成18年度山県市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 日程第6 報第6号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第7 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第8 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について
- 日程第11 議第53号 市道路線の認定について
- 日程第12 議第54号 市道路線の廃止について

出席議員(22名)

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	尾 関 律 子 君
5番	横 山 哲 夫 君	6番	宮 田 軍 作 君
7番	田 垣 隆 司 君	8番	村 瀬 隆 彦 君
9番	武 藤 孝 成 君	10番	河 口 國 昭 君
11番	影 山 春 男 君	12番	後 藤 利 弘 君
13番	谷 村 松 男 君	14番	寺 町 知 正 君
15番	渡 辺 政 勝 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	18番	村 橋 安 治 君
19番	小 森 英 明 君	20番	村 瀬 伊 織 君
21番	大 西 克 巳 君	22番	久 保 田 均 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
会計管理者	長 屋 義 明 君	市民環境 部 長	松 影 康 司 君
保健福祉 部 長	笠 原 秀 美 君	産業経済 部 長	土 井 誠 司 君
基盤整備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君

教育委員会 恩 田 健 君 総務部次長 田 中 公 治 君
事務局長

欠席した者の職氏名

総務部長 林 宏 優 君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩 戸 時 夫 書 記 高 橋 幸 弘
書 記 堀 達 也

午前10時00分開会

議長（村橋安治君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、事前に配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（村橋安治君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、13番 谷村松男君、15番 渡辺政勝君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村橋安治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から6月29日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より6月29日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 報第3号から日程第6 報第6号まで

議長（村橋安治君） 日程第3、報第3号 平成18年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第4、報第4号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第5号 平成18年度山県市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第6号 山県市土地開発公社経営状況について、以上4議案につきましては、地方自治法、地方自治法施行令及び地方公営企業法に基づく報告であります。

配付されております繰越明許費繰越計算書及び土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おきをお願いいたします。

日程第7 議第49号から日程第12 議第54号まで

議長（村橋安治君） 日程第7、議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第50号 平成19年度山県市一般会計補

正予算（第2号）、日程第9、議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について、日程第11、議第53号 市道路線の認定について、日程第12、議第54号 市道路線の廃止について、以上6議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成19年山県市議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、御多忙の中、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、今月3日に開催いたしましたグリーンフェスタ2007には、議員各位を初め多くの市民の皆様においでをいただき、盛大に開催することができました。地球環境問題が世界的に大きな課題とされている中で、本市の魅力の1つでもあります緑豊かな自然を生かしたこのイベントがグリーンプラザみやまで実施されましたことにつきまして、大変意義深いものであったと考えております。市民の皆さん方も、大変1日を楽しんでいただいたところでございます。

また、先月27日には、伊自良総合運動公園で実施した第5回山県市消防操法大会におきましては、自動車ポンプ操法に5チーム、小型ポンプ操法には10チームが出場され、日ごろの訓練成果を遺憾なく発揮して、見事な操法を披露されたところでございます。

私は、常日ごろから、こうした活動が安全安心のまちづくりの礎になっていくものと信じております。なお、自動車ポンプ操法において優勝されました第2分団におきましては、8月5日に笠松町で開催されます第56回岐阜県消防操法大会に出場されます。本市の代表として御活躍されることを祈念申し上げる次第でございます。

さて、地方分権が叫ばれる中、地域間格差問題も注目を集めており、地方分権と関連して見直しが進められているところでございます。私は、地方の活力が求められる中において、本市の活力の源としては、東海環状自動車道の整備が不可欠であると考えております。こうした点、今後とも早期整備に向けて、関係機関に対してさらに積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますので、議員各位を初め市民の皆様方の格別の御支援と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました、条例案件1件、補正予算案件2件、その他の案件3件の計6案件につきまして御説明を申し上げます。

まず最初に、議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、体育施設については指定管理者制度を導入できるようにするこ

とともに、山口市総合運動場の使用料を改定するための改正でございます。

指定管理者制度につきましては、民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの節減等を図るための手法の1つでございます。極めて利用率の高い総合体育館を中心に、平成20年度以降から導入したいと考えており、現在、原則として休館日となっている月曜日につきましても、この制度を利用して開館できるようにしてまいりたい、そういった点も考えておる次第でございます。

次に、資料ナンバー7、議第50号 平成19年度山口市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,674万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を115億2,709万9,000円とするものでございます。

歳出の款ごとに順次概要を御説明申し上げます。

まず、民生費につきましては、老人福祉費と障害者福祉費及び児童福祉総務費の追加補正等をお願いするものでございます。

老人福祉費につきましては、いきいき高齢者推進券の対象者を当初予算では77歳以上としておりましたが、これを76歳以上へと引き下げるため、87万3,000円を追加補正するものでございます。

また、障害者福祉費につきましては、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を施行するために補正を行うものでございます。臨時特例特別対策事業は、障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和と新法への円滑移行対策として行われるもので、平成19年度と20年度の2カ年の事業が対象とされます。

これに対応し、備品購入費150万円を臨時特例特別対策事業への組みかえ、電算システムの導入費150万円と障害者施設への遊具等の備品購入費144万1,000円、通所サービス利用促進事業として、施設のある他の市町村への負担金121万2,000円、市内施設への給付金1,200万円、事業所の事業運営円滑化給付金385万5,000円、施設入所者への就労意欲促進事業給付金49万4,000円、筋萎縮療養給付激変緩和事業給付金6万8,000円を追加補正するものでございます。

財源としましては、臨時特例特別対策事業県補助金1,520万1,000円と他市町村からの通所サービス利用促進事業負担金235万2,000円を計上しております。

次に、児童福祉総務費につきましては、地域において子育て親子の交流等を促進させ、子育て支援拠点の設置を推進する事業を進めるための委託料177万8,000円を追加補正するものでございます。財源といたしましては、地域子育て支援拠点事業県補助金を118万5,000円計上いたしております。

次に、衛生費につきましては、クリーンセンター建設予定地において平成19年2月に

実施いたしました土壌調査に基づき、汚染範囲の確定調査を実施するためのダイオキシン類等調査費として382万円を追加補正するものでございます。

また、消防費につきましては、消防団員等公務災害補償等共済掛金が1人当たり2,000円増額したことに伴い、120万円を追加補正するものでございます。

以上の補正のほか、老人保健特別会計繰入金を合わせて、財源余剰となる分につきましては、財政調整基金繰入金4,183万5,000円の減額で対応することといたしております。

次に、資料ナンバー8、議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,497万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を30億3,494万4,000円とするものでございます。

平成18年度の事業費等が確定したことに伴い、支払基金交付金、県の負担金の返還分として1,514万1,000円を計上する一方、平成18年度の医療費に係る国庫負担金の受入額3,311万7,000円と前年度繰越金3,186万2,000円を計上し、補正により財源余剰となる分4,983万8,000円につきましては、一般会計繰出金として計上いたしております。

次に、議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結につきましては、高木字戸羽地内に建設する終末処理場の場内整備工事を委託することに関する仮協定を、随意契約により6月6日、日本下水道事業団と2億3,500万円で締結をいたしました。これに係る本契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議第53号 市道路線の認定につきましては、東深瀬156号線は、民間宅地造成に伴う自費工事による道路施設及び土地の寄附採納申請があり、適正と認めるため、路線番号をつけて認定をするものでございます。高木123号線及び高木124号線は、既に整備済みの現況道路について、新たに路線番号をつけて認定するものでございます。

次に、議第54号 市道路線の廃止につきましては、中洞65号線及び中洞66号線につきましては、美山中学校整備に伴い廃止するものでございます。

以上をもちまして、提出案件の説明を終わりたいと思います。よろしく御審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（村橋安治君） 市長の提案説明が終わりました。

議長（村橋安治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。議案精読のため、あす13日より20日までの8日間、休会とした

いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、あす13日より20日までの8日間、休会とすることに決定をいたしました。

21日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時17分散会

平成19年 6月21日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 6月21日(木曜日)

議事日程 第2号 平成19年6月21日

日程第1 質 疑

- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について
- 議第53号 市道路線の認定について
- 議第54号 市道路線の廃止について

日程第2 委員会付託

- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について
- 議第53号 市道路線の認定について
- 議第54号 市道路線の廃止について

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について

議第53号 市道路線の認定について

議第54号 市道路線の廃止について

日程第2 委員会付託

議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の締結について

議第53号 市道路線の認定について

議第54号 市道路線の廃止について

出席議員（22名）

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	尾 関 律 子 君
5番	横 山 哲 夫 君	6番	宮 田 軍 作 君
7番	田 垣 隆 司 君	8番	村 瀬 隆 彦 君
9番	武 藤 孝 成 君	10番	河 口 國 昭 君
11番	影 山 春 男 君	12番	後 藤 利 弘 君
13番	谷 村 松 男 君	14番	寺 町 知 正 君
15番	渡 辺 政 勝 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	18番	村 橋 安 治 君
19番	小 森 英 明 君	20番	村 瀬 伊 織 君
21番	大 西 克 巳 君	22番	久 保 田 均 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
会計管理者	長 屋 義 明 君	総務部長	林 宏 優 君
市民環境部長	松 影 康 司 君	保健福祉部長	笠 原 秀 美 君

産業経済 部 長	土 井 誠 司 君	基盤整備 部 長	梅 田 修 一 君
消 防 長	上 野 敏 信 君	教育委員会 事務局 長	恩 田 健 君
総務部次長	田 中 公 治 君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

議長（村橋安治君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（村橋安治君） 日程第1、質疑。

質疑は、12日に議題となりました議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議第54号 市道路線の廃止についてまでの6議案に対する質疑を行います。

質疑の通告はございませんでしたが、質疑はありませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、資料の1の1ページですけれども、議第49号についてお尋ねします。これは体育施設の関係の、特に指定管理者を導入するというのも前提の改定というふうに思います。

それで、この資料の2ページですけれども、第5条で指定管理者の指定の手続というところが幾つも定めがあります。この関連でお聞きしますけれども、まず、指定管理者のこういう制度をつくるということは、恐らく執行者の中には対象とする施設のイメージができているのであると思いますが、具体的にどういう施設なのかということ。

それから、施設管理ともう一つ手続のほうの運営などもあると思うんですが、その運営についてはどのような想定をしているのかということ。

それから、指定管理者の場合に広く募集するというのが一般的なんですけれども、山県市としてはどういった募集方法を考えているのかということ。

3点目として、その募集なりする場合に、指定管理者を選定するという行為が必ず伴いますけれども、そのときの選定基準というのは明確に持っているのかどうか。

それから、選定結果という、幾つかの業者があったらその結果を公表するというところは多いわけですけど、山県市は公表するという予定があるのかどうか。その点をお聞きします。

議長（村橋安治君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

どういう施設を指定管理するかという件でございますけれども、現在、私のほうで考えておりますのが、山県市総合運動場ということで、市の総合体育館及び総合グラウンド、

テニスコート、この一帯と旧高富地内の高富体育館、大桜グラウンド、梅原スポーツランド、その施設を現在予定しております。また、他の市内の施設につきましても、順次考えていこうというふうに考えております。

それから、公募、選考につきましては、今議員のほうから申されましたように、広く一般から公募、それから、政策とか事業の推進に合わせた上限つき公募というのを、それから、施設の性格、設置目的、事業の推進等に合わせてあらかじめ選考するという方法がございますけれども、現在この件につきましては検討中でありまして、早急に決定をしたいと思っております。決定次第、議員の皆様方には御報告させていただきたいと思っております。

それから、基準につきましては、現在作成中でございます。

それから、結果につきまして公表するかどうかにつきましては、公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

14番（寺町知正君） 手続のところが当然漏れです。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 失礼しました。

手続につきましては、公募、選考の基準によりまして、各公募の方法を決定しまして、それによりまして公募の場合は広く公募するわけですけれども、それで、事業者のほうから私のほうへその事業に対する事業計画書というのが提出されます。事業計画書が提出されまして、それを審査、ヒアリングをしまして、そこで決定をしまして、議会により指定管理者の指定の議決をいただくということになっています。その後、協定書の締結ということになりまして、締結されました後、指定管理のスタートが始まるというふうになっております。よろしく申し上げます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） まず、今答弁漏れと申し上げたのは、最初に、対象とする施設は何ですかということをお聞きし、対象とする中に、施設管理ではなくて手続的なもの、受け付けとかいろんな、そういう手続は何なんだろうということをお聞きしたので、その部分をお答えいただきたい。

それから、公募方法はこれから検討するということですが、やっぱり、広く公募する、それから条件をつけるという制限的なもの、それぞれ趣旨が違ってきますので、どちらにするにしてもきちんと説明責任が果たせるように、いずれ議会に説明しますということでしたから、比較した結果も含めて教えていただきたい。

それで、1つお聞きしますけれども、よく全国の例を見ると、公募なり制限でもいい

んですけど、募集するときに、兼業禁止とか兼職禁止、例えば議員もありますし公務員もありますけども、そういうことを明確にしないとトラブルが起きることがある。よく建設関係の会社が指定管理者になったりするんですが、そういったときに議員が役員をやっているとか、関係者が役員をやっているというNPOって結構ある、会社もあるんですね。山口市はそのあたり、公職者の兼業禁止、兼職禁止などをきちっと指定管理のところで位置づけていくということが認識できているのかなと若干疑問があるんですが、いかがでしょう。

議長（村橋安治君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） 手続につきましては、指定管理した場合、管理と運営という面をお願いしたいというふうに現在考えております。それで、社会体育施設の受け付けから始まりまして、受け付け許可、料金の徴収からすべてを管理したいというふうに考えております。

それから、兼職禁止、役員の指定管理者の中での兼職、役員等につきましては、その辺を明記して募集したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、先ほど、選定基準は作成中であるということ、それから、選定結果は公表しますという部分について再度お聞きしますけれども、それらの選定基準は募集の段階で当然公表されるはずですが、公表は、ペーパーの公表、それからインターネットに公表されるのかということと、選定の結果の公表についてもそうですね。今、もうインターネットで公表するのが多いと思うんですけど、山口市は公表というのはペーパーだけなのか、インターネットで公表なのか、選定結果、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（村橋安治君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） その件につきましては、ペーパー及びインターネットで公表したいと考えております。

議長（村橋安治君） その他、質疑はございませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 今回の関連の議案からいきたいと思いますけれども、私の所属の委員会の管轄ではありますが、基本的な問題として本日確認をして、後、また委員会で細部にわたってというふうにしていきたいというふうに思いますので、基本的なところだけ確認をしていきたいと思います。

議長（村橋安治君） 中田議員に申し上げますが、所属委員会の議案に対する質疑は、

それぞれの所轄の常任委員会で行うというルールになっておりますので、その旨御理解をいただきたいと思います。

16番(中田静枝君) だけど、議長、これ、指定管理者制度を導入するという、言ってみれば方向が非常に大きく変えられるという提案ですよ。それについて、やっぱり議会全体が基本的なところで確認ができるような状況でスタートしないといけないというふうに私は思います。市長が12日に提案説明をされましたけれども、あの提案説明は、本でいえば項目に当たるような部分でありまして、それはわかりませんでした、内容が全く。ですから、そこら辺で、きちんと基本的なところだけきょうは押さえておきたいと私は思います。許可を願います。

議長(村橋安治君) 質疑を変えていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、常任委員会においての所轄の事項については、委員会で審議をよくしていただくようお願いしたいと思います。

そのほか、質疑はございませんか。

中田静枝君。

16番(中田静枝君) 今の議長の発言には私は承服できかねますけれども、質疑を変えます。

議第52号の公共下水の高富浄化センターの建設工事の委託に関する協定の締結についてでありますけれども、これも同様に、市長の提案説明だけでは全く中身がわかりません。それで、契約金額にかかわっての説明をわかるように、まず求めたいというふうに思います。

議長(村橋安治君) 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時12分再開

議長(村橋安治君) 休憩を閉じ再開いたします。

ただいま、中田議員からの発言は、質疑でなく説明を求められておりますので、ただいまは質疑を行っておりますので、説明はないものといたします。

中田静枝君。

16番(中田静枝君) 言葉が悪かったのなら変えますけれども、なぜ今回のこの2億3,500万円という契約をしなければならないのか、その内容がわかりません。全くの疑問のところでございますので、お答えいただきたいと思いますというふうに思います。

議長(村橋安治君) 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 御質問といたしますが、今回の提案をいたしております建設工事委託に関する協定の内容がわからないというようなことで、説明を求めるといようなことでしたが、この件につきましては、昨日、中田議員さんには詳細につきまして私は細かく説明をさせていただいておりますが、再度これをもう一回この場で説明をするということでしょうか。

16番（中田静枝君） そうです。

基盤整備部長（梅田修一君） それでは、説明をさせていただきます。

工事の内容につきましては、場内配管工で流入ポンプと水処理と汚泥最終沈殿池、塩素混和池、管理棟の配管、これを連結する場内の配管工がございます。それと、場内整備工といたしましては、敷地内の盛り・切り土工、これが一式、それとアスファルト舗装が4,565平米、それに砕石の部分が1,828平米、歩車道の境界ブロック1,228メートル、区画線243メートル、フェンス306メートル、仮さくの部分がございまして、これが528メートル、入り口、門が2カ所、それから、植栽といたしまして生け垣、これは外の生け垣、中の生け垣、それから中に植えます高木、中木、サツキ、それと芝張りの5,000平米、種子吹きつけがのり面の部分で1,810平米、こういったものが今回の工事の主立った内容でございます。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） こういうような基本的な部分については、これは議長にもあれしたいと思うんですけど、提案されるときに説明資料としてつけていただきたい部分なんです。こういうことがきちんと本会議に出されないということで、私たち、何か議会被軽視されているようなふうに思います。この議案の質疑ということにかかわって、それは議員活動に対する非常に非協力的な部分だというふうに私は思いますので、今後、改善をしていただきたいということもつけ加えまして、今の御答弁の中で、場内配管の部分についてですけれども、もう少し詳しく。今は全く中身がどのぐらいの工事の規模になるかというのがちょっとよくわからないんですけど。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 場内配管工の規模と申されますと、ちょっと私も答弁しにくいところがあるんですけども、場内配管といたしますのは、今までに、流入ポンプ棟とあって、水をまず最初に受けるところがございます。それを今度は水処理棟とあって、そこへ持って行って、そのオキシデーションディッチ槽の中で水をきれいにする処理をします。まず、それにつなぐ配管が出ます。それと、そこから今度、最終沈殿池のほ

うへ持ってきまして汚泥を沈殿させる、そこへの配管が出ます。それから、そこから今度、きれいになった水を、塩素混和池といって最終的に水を流す部分で消毒をする部分がございますけども、そちらへ持っていく配管が出ます。管理棟につきましては、こういった施設との電気関係で若干の配管が出るというようなことがございますけども、こういった工事でございます、その規模と申されましても、この2億3,500万の中でこういった工事を行うということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） そちら辺の具体的な配管が何メートルあるのかとか、そちら辺はちょっとわかりませんか。

基盤整備部長（梅田修一君） この場では資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

議長（村橋安治君） ほかの質疑はございませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 同じく議第52号ですけど、下水道関係です。これについて、3つ目の協定というふうには理解していますけれども、最初の協定のときに、私は、不法行為、談合などによって価格がつけ上げられたことがわかったときには損害賠償を請求できるという部分も含めてはどうかということを質問し、要請し、実際にこの中部地区では非常に高い設定になったというふうに理解していますが、今回、何%損害賠償できるというふうにしているのかということをお聞きしたい。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 最初と同様でございます、15%で委託協定を締結いたしております。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 15%ですね。最近、焼却炉の談合だとかこういう下水道施設の談合というのはよく話題になって、公正取引委員会も動いています。それで、自治体が請け負った企業に対して損害賠償を請求する訴訟も随分あるわけですね。そういう中で、それが生きてくるわけですけども、例えば県は、今の古田知事は、ことし20%にするという方向を決めたということが伝わっていますが、市は御存じでしょうか。

それと、じゃ、今後は20%にしてはどうかという議論が当然出てくるわけです。そこで、今回3回目ですが、この下水道事業を完結するに当たって、今後何回ぐらいの協定締結が必要なのか、正確にわかればその回数、大ざっぱならその回数。そのときに、今は15だけれども、20にするとか25にするということは可能だと思うんですが、そのあた

りはいかがでしょうか。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 談合防止に係ります損害賠償金の額につきましての質問にお答えさせていただきます。

先ほど御質問にもございましたように、17年度に最初に浄化センターの建設工事を委託するに当たりまして、他市町村とか県、こういったものの調査を行いました。それで、東日本管内で日本下水道事業団が工事を受託しておる愛知、岐阜、三重、静岡、この中部四県、42の県及び市町村のすべてが10%となっておったわけなんですけども、先ほどお話がありましたように、山県市といたしましては、談合防止の対策を強化するというようなことで、5%上乘せをいたしまして15%ということ率を定めたところでございます。

御質問の中で、県が損害賠償の額を20%に引き上げる動きがあるというようなお話でございましたが、ちょっと私、その点は存じ上げておりませんが、今後、こういった事業団との協定が発生した場合のことにつきましては、この件に関し、損害賠償の額の引き上げということにつきましては、また今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それと、今後の工事の協定がどのくらい出てくるかということでございますけども、残っておりますのは、汚泥の処分の関係であと1件と、それから、今後供用率が増えてまいりますと汚水が増えてまいります。それに伴って、オキシレーションディッチ層とか最終沈殿池、それと汚泥を処分する機械を1台増やすというような工事が出てくるわけなんですけども、これを何回に分けてやるかということですので、工事が幾つになるかということはわかりませんが、そういった供用率が増えてくることに伴いまして工事が出てまいりますので、またその時点で、この損害賠償の額の引き上げというようなことにつきましては、他市町村、県の動向も見まして検討させていただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） じゃ、市長に再々質問しますけれども、最終的に協定は市長の名前で市長が事業団と締結するわけですね。それで、今部長は、今後について見直すことも含めて、あるいは周辺も調べながらということでしたけども、市長もそういう方針で、県が上げるならということも、例えば参考にしながら上げていくことも含めて考えられるのかということと、やはり、毎回出てくるたび、議会というのはほとんど原案が

固まったところを承認するような形になっていますので、他の事業でも、そういう損害賠償をきちっと引き上げ傾向を持っていくということは、市長のお考えとしてはどうでしょうか。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

これは、山口市として行う事業でございますので、確かに県とか他市町村の状況等も勘案する必要はあろうかと思いますが、山口市が損害をこうむらないような点につきましては、個別にまたしっかりと今後とも検討して設定をしていきたいというふうに思っております。

14番（寺町知正君） 他の事業についてはどうですか。

市長（平野 元君） すべての事業でございます。

議長（村橋安治君） そのほか、質疑はございませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、資料の7ですけど、一般会計の補正予算ですけども、予算書の7ページですけども、中ほどの衛生費の清掃費というところで、クリーンセンターの建設という説明があります。委託料として、ダイオキシンの調査検討業務という形で出ていますけれども、この事業というのは前年度の1月ごろの専決で出てきたということが3月の議会で議論されましたし、一般質問も私はしましたけれども、前回、450万、70万、それぐらい使って調査をして対策するんだという説明の事業があったわけですね。そうなのに、なぜまた出るのかという素朴に疑問がありますけれども、前回どういう結果が出たのかということ。そして、その結果を住民の皆さんにどういうふうに説明されたか。いつごろ、どういう内容を説明したのかということ。それから、じゃ、なぜまた新年度になって同額に近い調査の予算、対策ではなくて調査の予算が出るのかというところ、そこをうまく説明してください。

議長（村橋安治君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほどの質問にお答えします。

19年2月14日に業務を委託しまして、その結果を3月30日に報告を受けました。その結果につきましては、土壌からの重金属の環境基準を超える値はございませんでしたし、ダイオキシンについての環境基準も超えることはありませんでした。その結果を地元の自治会長さん等に4月の中旬ごろにお知らせしました。

それを受けまして、環境基準を超えるのはありませんでしたが、調査指標値というのがあります。それを超える場所が場外の施設周辺にありましたもので、今回、5カ所中

2カ所出ましたもので、今回、2カ所をこの380万を受けまして補正する業務でございます。よろしくお願いいたします。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 結論として、5カ所のうち2カ所に出てきたからまた調査をする。ということは、まず5カ所の2カ所は調査する。じゃ、3カ所はどうするんですか。3カ所はそのまま置いておくのか、3月の説明では、シートをかけて仮の状態ということでしたけれども、3カ所はどうするんですか。放置していいのか、何らかの措置をしていきますということありきの3は除いて2カ所を調査なのかということですね。

それと、当然気になるのが、じゃ、その2カ所を調査して、また今回みたいに3回目の調査費が要りますという可能性があるのか、そこで対策としてずっと入れるのかどうか、いかがでしょうか。

議長（村橋安治君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

3カ所につきましては、環境基準値も調査指標値も下回っておりますもので、そのままにしておきます。あと2カ所につきましては、今回2カ所を調査しまして、施設内の調査、検証等、それから地元説明を行いまして、あと、それを超えない場合には環境モニタリングとありますもので、3年か5年後にもう一度調査を行う予定にしています。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） そのままにしておくという答えでしたけど、それはシートをかけた状態でそのまま置いておくのか、むき出し状態でそのまま置いておいていいよということなのか、今後どうするんですか。そのままじゃなくて、具体的に説明してください。

それから、ダイオキシンなどの関係ということで、飛散だとか、飛んでいくとか、流れていく流出ということが問題になるわけですが、何となく、そんなに問題にならないなら、シートで覆ってずっと置いておけばいいんじゃないかと。特に、市としては次にあそこを壊して建て直すという考えを持っているわけですから、そういったことの検討はどうなんでしょうか。一番合理的かつ、もちろん安全は大事なんですけど、合理的な方法をどう検討されているのかなという疑問が出てきます。

議長（村橋安治君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 3カ所につきましては、シートも何もかけません。

それから、あと2カ所につきましては、先ほど申し上げましたように調査指標値を上回っておりますもので、もう一度調査を行いまして、先ほども言いましたように3年か

ら5年後にもう一度モニタリング調査を行います。

議長（村橋安治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第49号から議第54号までの質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

議長（村橋安治君） 日程第2、委員会付託。

議第49号から議第54号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（村橋安治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

22日は総務委員会、25日は産業建設委員会、26日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、27日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会をいたします。御苦労さまでございました。

午前10時30分散会

平成19年 6 月27日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成19年第2回

山県市議会定例会会議録

第3号 6月27日(水曜日)

議事日程 第3号 平成19年6月27日

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

出席議員(22名)

1番	石 神 真 君	2番	杉 山 正 樹 君
3番	吉 田 茂 広 君	4番	尾 関 律 子 君
5番	横 山 哲 夫 君	6番	宮 田 軍 作 君
7番	田 垣 隆 司 君	8番	村 瀬 隆 彦 君
9番	武 藤 孝 成 君	10番	河 口 國 昭 君
11番	影 山 春 男 君	12番	後 藤 利 弘 君
13番	谷 村 松 男 君	14番	寺 町 知 正 君
15番	渡 辺 政 勝 君	16番	中 田 静 枝 君
17番	藤 根 圓 六 君	18番	村 橋 安 治 君
19番	小 森 英 明 君	20番	村 瀬 伊 織 君
21番	大 西 克 巳 君	22番	久 保 田 均 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	平 野 元 君	副 市 長	嶋 井 勉 君
会計管理者	長 屋 義 明 君	市民環境部長	松 影 康 司 君
保健福祉部長	笠 原 秀 美 君	産業経済部長	土 井 誠 司 君

基盤整備 部 長	梅 田 修 一 君	消 防 長	上 野 敏 信 君
教育委員会 事務局 長	恩 田 健 君	総務部次長	田 中 公 治 君

欠席した者の職氏名

総務部長	林 宏 優 君
------	---------

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

議長（村橋安治君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

議長（村橋安治君） 日程第1、諸般の報告。

今月18日に総務常任委員長及び産業建設常任委員長から出されておりました辞任願が、それぞれの常任委員会で許可され、互選の結果、総務委員長に横山哲夫君、副委員長に久保田 均君が就任されました。また、産業建設委員長に影山春男君、副委員長に後藤利汎君が就任されました。

また、議会運営委員会委員の3名の辞任により欠員となっておりました3名について、委員会条例第7条により、横山哲夫君、影山春男君、後藤利汎君を選任いたしました。委員長には久保田 均君が就任されましたので御報告をいたします。

日程第2 一般質問

議長（村橋安治君） 日程第2、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

1番（石神 真君） それでは、一般質問のほうを行いたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

今まで美山町ではおいしい水などと言われてきました飲み水が、ここ数年、余りおいしくないと言われておりますので、それについて御質問したいと思ひます。

今まで美山の水はおいしいと言われてきましたが、ここ数年、本当にカルキ臭く、また、おいしい水とは言えなくなってまいりました。

そこで、基盤整備部長のほうにお聞きしたいと思ひますが、円原を水源地といたしまして上水工事を行いました。その中で、一般地域の家庭電化製品や温水器、またボイラー等の故障が多々見られるようになりましたが、水の成分分析などをしておいしい水を供給できればいいと思ひておりますが、これについて、市のほうの考えはどのような考えで対策をとられているのかお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） おいしい水とはの御質問にお答えします。

美山地域におきましては平成10年度から、中洞地区を除く谷合、乾、北武芸、富永の4つの小規模な簡易水道を統合し、上水道とする総合簡易水道事業に着手し、平成18年度に完成をしたところでございます。乾、葛原地区を除いて、水源としましては、ミネラル分が多くおいしい水として有名である円原地区に計画し、事業が進められました。

事業を進める過程で、水の成分である硬度を原因としまして発生しました円原水源カルシウム問題につきましては、保健所とも相談の上、おいしい円原水源の水を生かす最適な対策として、円原水源の水に予備水源としている北武芸の椿水源の水をまぜ、硬度を下げる方法で対応することとし、現在、御所野の中央配水池で水をまぜ供給をしているところでございます。この対策の結果、カルシウムの析出量が減った、シャワーの詰まりの期間が長くなった、お茶の色が黒くならなくなった等の効果が確認をされております。

しかし、この対策は応急的なものでございますので、本年度、対策策定のための予算を計上しておりまして、この中で今後の整備内容を決定し、将来にわたり安定した良好な水道水の供給ができるように問題に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 石神 真君。

1番（石神 真君） それでは、今の答弁をお聞きしましたが、今、保健所のほうと相談をしながら、新しい水がおいしくなるようにとまた進めておられるようですが、それでは、その水の分析等の結果が出た場合に、どのようにまた市民のほうにお知らせするのか。それと、先ほど質問いたしました電化製品や温水器など、ボイラー等の故障が見られる点におきましては、どのようにお考えでしょうか。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、水質のことでございますけれども、先ほど申しましたように、円原水源の水につきましては、硬度、これはカルシウムなんかのミネラル分が非常に高いということで、数値は130ぐらいあるわけでございますが、現在、水をまぜる対策を行っておりまして、円原水源の水を1、それから、まぜる椿水源の水を3、1対3の割合で今まぜて行っております。その結果、130ある硬度が現在は95前後まで落ちてきておりますけれども、まだすべて解決できるような状態になっておりませんので、その点も踏まえ、また保健所とも相談の上で対策を講じていきたいと考えております。

また、住民への周知ということにつきましては、定期的に市のホームページにおきま

して、ほとんど毎月ですが、水質検査の結果を公表しておりますので、またそれで御確認がいただければと思いますが、そのようなことで周知を図っていきたいと考えております。

それと、この円原水源のカルシウムが原因と思われるボイラーとか電気製品の故障について、どのように対応するのかというような御質問でございます。

現在、円原水源利用者の方から市へ、円原水源のカルシウムが原因と思われるようなボイラー等の機器の故障の連絡があった場合は、原因が円原水源のカルシウムによると思われるものについては、市にて修繕を行っております。また、地域の市内水道業者等、こういった方が大体は修理を行われますので、円原水源利用者の方からボイラー等の機器の修繕をこういった業者の方が依頼された場合は、原因が円原水源のカルシウムによると思われるというようなものについては、市のほうへ連絡をいただくようにしております。

そのほかでございますけれども、毎年、市の水道工事指定業者というのが多数あるわけでございますけれども、こういった業者を対象としていろいろな技術の講習会を行っておりますので、こういった場においてもこの件の周知を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 石神 真君。

1番（石神 真君） どうもありがとうございました。

私の聞きたいようなところはそこでございますが、また、今後は、より一層の努力で住民の皆さんが昔と変わらぬようおいしい水が飲めるように心がけていただき、また、きちっとした供給ができるようお願いを申し上げて、私の一般質問とかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村橋安治君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位2番 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告しております2点について質問をさせていただきます。

初めに、循環型社会への取り組みについてお伺いをいたします。

平成15年に環境の保全のための意欲の推進及び環境教育の推進に関する法律が施行され、さまざまな個人、団体が自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境をつくる環境や、命を大切に、具体的な行動をとる人材をつくる環境教育、自発性の尊重、役割分担、連携等への配慮を基本方針に掲げ、地方自治体にもそうした取り組みが求め

られてきています。

私たちは、より便利で快適な生活を求めて、大量消費、大量廃棄型の社会を追求することでその欲求を満たしてきました。でも、このような社会のあり方は、資源の確保、エネルギーの消費に伴うさまざまな問題などのため、そろそろ限界にきています。消費型の社会から脱却し、不要なものはつくりたくない、買わない、資源はリサイクルする、中古品を活用するといった循環型社会への転換が求められていると思います。

最近では、買い物にはマイバッグを持参する方を多く見かけるようになりました。また、お店によっては、ロゴ入りのマイバスケットを販売しているお店もあります。このような小さな心がけが少しでもごみを減らし、地球に優しい環境を目指していく一歩ではないかと思います。

そこで、本市における循環型社会への取り組みについてお伺いをいたします。

1点目に、ごみの分別、減量、再資源化について、2点目に、環境家計簿の活用について、市民環境部長にお尋ねをいたします。

議長（村橋安治君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目のごみの分別、減量、再資源化についての現在の取り組み状況を説明させていただきます。

現在、本市では、缶、瓶、ペットボトル、白色トレイの分別収集を実施しております。また、毎月第4日曜日には市役所において分別収集を実施し、6月、9月、12月、3月の第4日曜日には、缶等のほかに新聞、雑誌、ダンボール、衣類などの資源ごみの収集を行っております。クリーンセンターでは、毎月第4日曜日に不燃・粗大ごみの収集を行っています。また、古着については、センター開設時であれば常時受け付けているところでございます。

また、小中PTA、保育園保護者会のほか市民団体等に補助金を出して、資源ごみの収集、再利用に努めるとともに、一般家庭から排出される生ごみ等の減量化を図るため、生ごみ処理機装置や枝葉等粉碎装置の購入に対し、購入価格の2分の1以内、1基につき1万5,000円を限度に補助をしているところでございます。

さて、平成18年度に一般家庭、事業所から搬出された一般廃棄物のごみの量は7,965トンとなっており、平成17年度に比べ15トンほど減少しております。これらのうち、分別収集や資源回収などで収集されたものや不燃・粗大ごみの資源化分などが1,966トンであり、平成17年度に比べ5トンほど増加しております。

このように、現時点における一般廃棄物の排出量は若干減少傾向ではありますが、その

時々の状況により増減することが考えられることから、今後におきましても、山県市分別収集計画に基づき、市民総参加によるごみの減量化、再資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の環境家計簿の活用でございますが、この環境家計簿は、生活の中で環境に関する出来事や行動を記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているかを家計の収支計算のように行うもので、家庭で使う電気、ガス、水道、ごみ、ガソリンなどの量を基礎にCO₂の排出量を計算するものが多いと聞いております。企業や自治体の中には、この環境家計簿をインターネットからダウンロードできるようにしているところがありますが、本市におきましては、現在のところ、インターネット等からの配信はしておりません。

なお、岐阜県地球環境課では、平成19年7月31日を申し込み期限として、「もったいない家族」を募集しており、その中で、環境家計簿をつけながらCO₂の排出削減に取り組んでいただくようにしております。

本市といたしましても、現在のところそういう計画はございませんが、近隣市町の取り組み状況を調査の上、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ただいま、市民環境部長より、ごみの分別、減量、再資源化、また環境家計簿について御答弁をいただきました。おおむねの内容については理解をしたところですが、再度質問をいたします。

先ほどの答弁にもありましたように、山県市では、多くの自治体でも取り入れられている生ごみ処理機等の補助制度を設け、生ごみの減量化に努めてみえると認識しています。そこで、この制度の利用状況はどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

また、2点目として、市としては、缶、瓶、ペットボトル、白色トレイの分別収集等を推進し、減量、再資源化に努めてみえますが、ホームページ等で調べました県内の状況を見ますと、こちらに表がありますけれども、ちょっと小さいので見にくいかと思いますが、調べました。資源ごみとして大体10種類ほどに分けられております。本市の4種類を含め、プラスチック製容器包装や、牛乳パック、発泡スチロール、廃食用油などの分別収集があり、6種類以上の分別収集をされている自治体は、42市町村のうち19市町村あります。そのほか、有害ごみ、乾電池のみというところもありますが、この収集については、42市町村のうち31の市町村で実施されています。

また、子供さんが進学や就職で県外などに出られ、ひとり暮らしをされるようになら

れる方があります。自宅では余り気にとめなかったごみでも、その地域のごみ出しは山
口市よりも分別が多いにもかかわらず、しっかりとやっているという声を聞くことがあ
ります。こうした状況の中、山口市としては、今後どのように分別収集を推進してい
くのか、お尋ねをいたします。

3点目としまして、ごみの分別は品目が多くなればなるほど、見やすい分別表が必要
になってきます。現在、山口市には一般家庭に配布する50音順の見やすい、わかりやす
い分別表はないと思います。こうした分別表を作成していただきたいと思いますが、い
かがでしょうか。

4点目としまして、環境家計簿についてですが、地球温暖化を防止する、地球環境を
守るという地球規模の課題ではありますが、自治体、企業、また市民の方々が関心を持
って取り組んでいかなければならない課題だと思えます。他市との状況を調査の上取り
組みを検討されるとのことですが、私たち市民が小さなことから取り組むためにも、ま
た、環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的とした
環境家計簿といったアイテムを活用し、市民の皆さんが関心を持てるように努め、推進
していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（村橋安治君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 再質問にお答えします。

1点目の生ごみ処理機等の補助状況でございますが、平成17年度が33件、平成18年度
が20件、平成19年度につきましては、5月末現在でございますが5件でございます。

2点目の分別収集の推進についてでございますが、議員が先ほど申されましたように、
本市よりさらに細分化した分類を行っている自治体も存在しておりますが、分別収集の
目的でありますごみの適正処理、ごみの減量、リサイクルの推進、生活環境の美化など
がありまして、多くの自治体がこの目的達成に努めているところであります。本市にお
きまして、分別収集計画に基づき、先ほど申し上げましたような取り組み状況を実施
し、目的達成に努めているところでございます。

また、現在、（仮称）山県クリーンセンターの建設計画を進めており、この施設の建
設に合わせながら、今後の分別収集のあり方なども検討してまいりたいと考えておりま
す。

3点目のごみの分別表についてでございますが、現在、本市においては、新しく山県
市に転入された方などにお渡しするごみの出し方についてのお願い、また、環境カレン
ダーなどがありまして、ごみの分別を50音順に整理したものはございません。今後の分
別の細分化も含め、検討してまいりたいと考えております。

4点目の環境家計簿についてでございますが、地球環境を防ぐには、CO₂などの温室効果ガスの排出量を削減させていかななくてはなりません。そのためには、さまざまな取り組みがなされているところであります。庁舎内におきましても、クールビズを実施し、冷房時における電力量を少なくし、CO₂の減量に努めるなどしておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、環境家計簿もこのCO₂の削減に資するとともに、家計をチェックすることにより、環境への関心を高めると考えております。地球温暖化防止は地球的課題であり、環境家計簿に限らず、さまざまな取り組みを関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（村橋安治君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 総合的に前向きに検討していただきたいと思いますが、生ごみ処理機等の補助制度は35基分の予算が見てありますので、利用の啓発も必要かと思えます。そして、今、新エネルギーとして太陽光やバイオマスなどの活用も推進をされています。本市においても、廃食用油を精製し燃料としたマイクロバスの運行や、コテージ、ハーブブレンドでのペレットストーブの利用をされていますので、今後も、地球に優しい環境が守られる新エネルギーにも着目をしていかれることを希望し、次の質問に移ります。

2点目は、がん対策について質問いたします。

日本人の死因は、1981年以降、脳卒中を抜いてがんがトップになりました。国立がんセンターの推計によると、全国でおよそ33万の人ががん疾患で死亡し、全死因の30%となっています。罹患患者数はおよそ54万人、生涯リスクは、男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになるというデータがあります。

乳がんの特徴は、40歳代から50歳代の女性に特に多く見られることです。また、この年齢の乳がん発生率は、この20年間で2倍に増加しています。そして、特に近年では、1年間におよそ3万5,000人の女性が乳がんと診断され、死亡率は約30%を占めています。これは、胃がん、大腸がんと共に女性に最も多いがんの1つです。

このような現状の中、検診や手術の技術の向上によって生存率は90%を超える乳がんですが、一方で、しこりの大きさが2センチ以下の比較的初期のがんでも他の器官へ転移する可能性が高いため、早期の発見が大切です。

本市においても、40歳以上のマンモグラフィーによる1年置きの検診をしていただいておりますが、検診よりも自分で見つける割合のほうが高いという統計結果もあり、おふる上がりに自己検診を習慣づけることが、乳がんの早期発見への確実な道ではないか

と思われます。40歳代後半が乳がんのなだらかなピークですが、遺伝性のがんに限ると30歳代がピークになります。また、もし家族に3人以上乳がんの人がいれば、20歳代から定期検診が必要と言われていました。

そこで、お伺いをいたします。

1点目に、乳がん検診の現在の受診年齢を引き下げてはどうか。

2点目に、自己検診に活用できる解説や図解の配布について。

3点目に、乳がん触診モデルの活用について。

以上、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（村橋安治君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） がん検診について、その質問にお答えいたします。

1番、がん検診の年齢を引き下げてはどうかということにつきましては、平成16年4月に厚生労働省からがん検診指針の一部改正の通知があり、それまで30歳以上を対象として実施してきた乳がん検診の対象を40歳以上とすることが示されました。これは、我が国の乳がんにかかる年齢動向や検診による死亡率減少効果、発見率等からの専門家の判断によるものであります。

市といたしましては、旧町村時代より県下でいち早く、視触診、超音波検査、エックス線検査を導入し、乳がん検診の精度管理に努めてまいりました。しかし、検診による乳がん発見状況や検査などによる被爆量の問題などから、国からの指針のとおり40歳以上にしたところがございますが、血縁者の乳がん罹患者に関しましては、受診希望のある方につきましては、40歳未満の方にも受診していただいているのが現状でございます。

次に、2番目の自己検診に活用できる解説や図解の配布については、議員も御承知のとおり、乳がんは自己検診が可能で、早期発見すれば救命率も高い疾患の1つです。そのためには、自己検診の啓発は大変有意義であると考えています。

市におきましても、数年前までは、初回受診者を対象に「乳がんのしおり」という冊子を配布しておりましたが、乳がん検診が市民の中に定着していることなどから、現在は、口頭による乳がん自己検診の啓発を行っているところであります。今後は、過去に検診を受けたことのない方へ受診を勧奨するとともに、パンフレット等を利用し、効果的な自己検診の普及啓発を行っていきたいと考えています。

次に、3番目の乳がん触診モデルの活用についてですが、乳がん検診開始当初は、触診モデルを使った自己検診啓発を行っておりましたが、乳がん検診が定着してきたこと、乳がんモデルが老朽化して使用できなくなったことから最近では活用していませんでした。今年度から健診機関から借用することができるようになりましたので、各乳がん

検診の会場にて活用を始めたところでございます。

今後も、市民の皆様が十分な自己啓発、自発的行動を伴った健康づくりに取り組めるような体制を検討してまいりたいと考えています。

これをもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ただいま御答弁いただきました中で、市民の自己啓発、自発的行動を伴った健康づくりに取り組めるような体制を検討していきたいとのこととございました。

自己啓発や自発的行動の一助となり得る自己検診グッズとして、例えば、シャワーのところかけられるようなものを成人式を迎える女性や乳幼児の健診に来られるお母さん方に配布してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、触診モデルの活用も、健診会場のみでなく、市民の皆さんが多く集まれる機会に利用し、啓発活動を推進されることも考えられると思いますが、いかがでしょうか。再度お伺いをいたします。

議長（村橋安治君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、乳がんは体の外部から触れやすいため、自己検診を定期的実施すれば、ある程度の大きさのがんは自分で発見することが可能になっております。そのため、議員がおっしゃるように、図解などの配布も1つの方法かと存じますが、有効に活用していただくためには、市民の皆様の意識が高くないと結果が出にくくなってしまいます。

そのため、健康課では、市民の皆様方ががん予防を含めた健康づくりの意識を高めることを目的の1つとして、訪問事業に取り組んでいるところでございます。どちらにいたしましても、健康づくりの土台固めとしての、健康づくりの地区組織の育成、市民の意識向上に取り組むことが早急の課題と認識しております。今回の提案内容も啓蒙活動の方法論の1つとして、今後検討してまいりたいと思います。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、市民の健康づくりの意識向上への取り組みが早急の課題であるとのこととございましたので、私の提案も身近なわかりやすい啓蒙活動としてぜひ推進していただけるよう希望し、質問を終わります。

議長（村橋安治君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で10時45分より再開をいたします。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

議長（村橋安治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 中田静枝君。

16番(中田静枝君) 日本共産党の中田静枝です。通告に従って一般質問を行います。

まず1つ目の質問は、市議員選挙のポスター制作費の疑惑についてであります。市長に答弁を求めたいというふうに思います。

去る6月9日以降、山県市議会議員の選挙ポスター制作費公費負担に関して、水増し請求、議員に還流などの不正が行われたと関係者の証言なども報道され、12日の新聞では、複数の市議、水増しを主導、また、市議が口裏を合わせて要求などと書いています。これが事実だとしたら、本当に議員としてあるまじき許されない行為であります。県警は詐欺容疑で5人程度の市議などから事情聴取をし、捜査し、立件に向けて捜査を強めていると報道されております。

山県市議会の信頼は今や大きく失墜をしております、私ども議員自らがこの疑惑に答えるべきですし、議会自らの解明も必要な問題であります。私は、議会の一員としてこの問題を重く受けとめまして、本定例議会の初日であります6月12日に、議長にその旨申し入れをしたところであります。

こうして議会としての責任は果たしていかなければなりませんけれども、同時に、山県市選挙管理委員会などの事務が適切であったのかどうかということもまた一方で問われておりますので、次の点につきまして、市長の答弁を求めたいというふうに思います。質問の通告をいたしましてから既に10日以上がたっております。いろいろな点での進展もこの間にはありましたので、そういったことも踏まえてきょうは質問をしたいというふうに思います。

通告では1点目ですが、選挙管理委員会には、候補者と請負業者などとの契約書の提出が必要です。選挙管理委員会は書類を審査する立場にあり、候補者間でのポスター制作費の契約額に大きな差があるということ把握できる立場にあったわけです。しかし、そういった大きな差について、その根拠について何も感じなかったのかなという、これは一般的な疑問であります。そして、また、そういった審査に公務としての厳しい目が注がれていたのかということでも、やはり一般的な疑問が持たれるわけであります。この点ではどうなのかということです。

2点目は、選挙経費は、選挙が終わった後、収支報告の段階でも、収支報告書提出の期限が定められておりますが、2次提出、修正提出など、もしそれが間違いであったとしたなら正していくという一定の期間が与えられております。選挙後の書類審査の段階でも何らかの対策がとられるということは可能だったのではないかなというふうに思います。もちろん、候補者側が故意に書類を書いたという場合には、なかなか難しいということも思うわけではありますが、しかし、ただそれでよしとしてよいのかという疑問があるわけであります。

3点目ですが、現在、このように疑惑が浮上し、通告以後、山泉市の有権者によって選出をされた議員の方5名がそれを認めて謝罪をされるという記者会見の報道もされているわけではありますが、公金の不正請求の問題ということでありまして、市は司直の捜査結果を待つのではなく、やっぱり市として調査をし、適正な支出にこれを正していくというのが市の務めではないかというふうに私は思います。市としては、この通告の後、きょうの新聞にも発表されておりまして私も読みましたけれども、それを市としてやっていくというような方向ではあるということは受けとめますが、改めてお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

1点目の候補者と請負業者の契約の届け出についてでございますが、契約内容はあくまでも候補者と請負業者との間での取り決めでございます。したがって、選挙運動用の費用の支出の限度額の中で、ポスター作成費は幾らにするかというようなことは候補者自身が決定されるものでございます。

ですから、選挙管理委員会の職員が契約の届け出を受け取り、仮に候補者ごとの契約金額の違いを確認できたとしても、それが高過ぎるとか安過ぎるとかといったようなことは不当な介入になるものと考えられます。もちろん、形式上で瑕疵があれば指摘することになるのは当然でございます。なお、内容まで職員にそういった審査をする権限は持ち合わせていない、そういうことでございます。これは山泉市に限ったことではございません。

それから、2点目の収支報告書の提出につきましては、真実の記載がされていることを誓う旨の文書が添付されておるところでございます。ですから、選挙管理委員会といたしましては、領収書が整っているかどうか、金額に矛盾がないかどうかなどの審査をすることはあっても、記載されているそれぞれの金額の内容、時価に比して高いとか安いというような、そんな点についての審査する権限は持ち合わせておらんのが現状で

ございます。

3点目の公金支出に関してでございますが、当時、市は、ポスター作成業者の請求書に添付された候補者本人が発行する選挙運動用ポスター作成証明書等に基づき支出しました。しかし、現在警察によって捜査が進められているという現状を踏まえ、法律の専門家による調査委員会を立ち上げまして、ポスター請求等の内容が適正なものであったか否かを精査すべく準備を進めているところでございます。

先ほど申し上げましたように、職員には、直接議員に対してその内容まで突っ込んだ調査をする権限は持ち合わせておりませんので、形式的に整っておるということになるということをお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） そういう不当な介入にもなる、または、権限も与えられてはいないんだという選挙管理委員会の仕事の業務について御答弁があったというふうに思いますけれども、しかし、そこで、このままでいいというふうにはやはり市民は思わんわけですね。今回の疑惑、不正な請求が行われたということについては、今御答弁がありましたように、市としてきちんと調査をしてやっていくということでしたので、それはそれでいいというふうに思います。

しかし、公金一般ということにおいて見ましても、一体公金というのはどうやって支出をされているんだろうかということで、去年は市の職員の大変な着服、横領のような事件がありまして、そしてまた、ことしはこのように議員のほうの不祥事ということで、公金にまつわる大きな問題が続いているわけであります。こういうことを考えますと、公金の支出ということに関しまして、じゃ、一体どこでちゃんとチェックされるんだろうかということについての疑問というのが市民はあるわけですね。そのことについては一体どのように市としては考えておられるのだろうかということで再質問したいと思います。

あと2点、議員の問題が今クローズアップされているわけですけど、市は4年前の市長選挙についても一緒に今回調査をするという方針だということで、新聞できょう見ましたが、しかし、それはそれとして、4年前の市長選挙の際の平野市長自身の選挙では、この選挙の公営費にかかわっての状況はどうだったのだろうかということで、そのことについて、市長自身もやっぱり自ら明らかにしていただかなければならないというふうに思いますので、そのときの状況を御説明いただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、やはりこれは非常に重大な政治倫理の問題であります。山県

市には政治倫理条例がないという現状でありますけれども、旧高富町では政治倫理条例がありましたね。内容的に見ても非常に評価のできる政治倫理条例だったというふうに私は思います。きょう、それを引き寄せてみたんですけれど、ちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

高富町議会議員及び町長等の倫理に関する条例ということで、その目的は第1条に書いてあります。この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託にこたえるため、町議会議員並びに町長、助役及び収入役の倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、町民全体の奉仕者として倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清潔な町政の発展に寄与することを目的とするというふうに書いてあります。

そして、第2条では、議員、町長等の責務ということで、議員及び町長等は、町政にかかわる機能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨にしたがってその使命の達成に努めなければならないと。

第3条では倫理基準などを定めております。幾つかあるわけですが、第1点目には、品性と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正行為及びその疑惑を持たれる行為をしてはならないと、このようにうたっております。

そして、さらに、これは議会などに特に今回の場合は求められる問題ですけれども、自主的解明というのを位置づけております。第5条ですけど、これもちょっと読み上げさせていただきますが、議員及び町長等は、倫理基準に反する事実がある旨の疑惑を持たれたときは、自ら誠実に疑惑を解明し、議員にあっては町議会議長に、町長等にあっては町長に報告書を提出しなければならない、このように云々うたっているわけですね。

倫理審査会の設置などもされるということになっておりまして、こういう立派な条例があったわけですね。今は市民の気持ちとしては、本当にこの条例にうたわれているようなことをしっかりと守れるようなそういう議会であり、山県市であってほしいと切実に思っておられるということで、私も何人かの方から直接電話などでお聞きしているところでございます。

それで、再質問の3点目は、このような立派な政治倫理条例が旧高富町にはありまして、そして、そのとき最後の町長をお務めになったのが平野 元現山県市長だったわけですね。それが合併をして4年前に山県市になりましたが、その合併山県市の第1回臨時議会に、私、きょうここに探し出して持ってきたんですけど、こういう分厚いそのときの市長の執務代行者の方から提案をされたもので、承認してくださいという案件だったんですけども、山県市役所の位置を定める条例外147件の条例の専決処分について

ひ承認してくれということで、大変な量だったわけです。第1回臨時会はたった4日間しかありませんでした。私は、この内容について十分調べることもできませんでした。そういう状況だったわけですが、しかし、この中には、今の選挙にかかわる選挙の公営の条例は含まれておりました。しかし、今の政治倫理条例というのはこの中には含まれていなかったということですね。

それで、平野現市長は、この政治倫理条例を新しい山口市に受け継いでいこうということで積極的に提案されていく立場に十分おられたわけでありますので、今回の事件、疑惑問題にかかわって、改めて山口市として政治倫理条例を制定すべきであるというふうに私は思うわけですが、市長の見解を聞きたいというふうに思います。

以上、3点再質問をいたします。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再質問にお答えします。

公金の支出のあり方というか考え方というようなことの御質問があったかと思いますが、いやしくも公金というのは、税金が主とした市の財政のもとでございますので、そういった意味で、その取り扱いにつきましては厳正な態度で臨むのが当然、もちろんなことでございますし、市の会計規則、あるいはいろんな面の規定もございまして、そういった支出についてはそれぞれチェック機能を持っておりますので、そういった形で厳正な支出をして図っていくと思っておりますし、今後もそういった方向でしっかりと公金の支出に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、2番目の、市長選挙の私のポスター代等の状況ということの御質問かと思いますが、お答えします。

私の場合には、ポスターというのは139枚でした。その1年後に市会議員の選挙は135枚になっておりますが、139枚でございましたので、ポスター代としましては、単価は924円、139枚で12万8,436円です。それから、選挙用の自動車の運転手の謝礼というか報酬につきましては、1日でございましたが1万2,500円。選挙運動用移動車の借り上げにつきましても、1日間ですが、これは既定の額の範囲内でございますが、1万5,300円。合わせまして15万6,206円が市に請求をした金額でございます。なお、ガソリン代は請求いたしておりません。そういうふうに御承知おき願いたいと思います。

それから、3番目に御質問になりました倫理条例の設定につきましてということですね。かねがね他の議員からもそういったお話を聞いております。

そういったことでございますので、私としましても、倫理というのは、議員あるいは市長、特別職職員に限らずにすべてのそういったものが個人個人のモラルの問題でござ

います。それらが大前提かと思いますので、基本的には本人の資質の問題だというふうには私は受けとめておりますが、先ほど申されたようなそういった条例を設置することにつきましては、昨年の寺町議員の質問にもありましたように、いろいろ今後検討してまいるといようなことも言っておりましたが、議員各位の皆さん方にもいろいろお諮りしながら、そういうことであれば検討していききたいなということも思っておりますが、いずれにしても、こういった問題は他の市町村を調べてみましても比較的少ない、若干一部ありますけども、そういうような状況でございます。そういった職員の資質、議員の資質、市長の資質について問われるということにつきましては、そういった恥ずかしいような気分になると私は思いますが、そうであっても、そういうことが有効であれば、そういうのを設定するのも1つの手かと思いますので、今後とも議員各位とも御協議を申し上げながら、そういうことについて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 政治倫理条例につきましても、今まで、議員の皆さんと相談をしてということで、なかなか足を踏み出せないでおられました市長でありましたけども、きょうは制定をしていきたいという気持ちを表明されたというふうに思います。

ところで、公金の支出についてですけれども、適正かどうかというチェックにつきましては、昨年の場合もことしの場合も、結局今までだってチェックはしておりますというようなことだったというように思うわけですけど、私は、やっぱり通常のチェック体制ではだめだったということになると思うんですね。ですから、こういったようなことが、どんなところで、どんなふうにして公金の不正支出が行われるかわからないという、これは一般的な常識というか、そういうことが起こり得るのは人間の世の中、あっておかしくないというような、それが人間の世の中かというふうに、悲しさかというふうに思いますので、私は、市として重点的に、抜き打ち的にきちんとチェックできるようなマニュアルというか制度というか、そういうものを、通常のチェックではなくて、そういう何か体制をこの際つくっておかれるというようなことも提案したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再々質問にお答えします。

公金の支出につきましては、厳正、的確というのが基本姿勢でございますし、市には会計といいますか、そういった監査委員もちゃんと設置させていただいておりますし、

そういった面で、法令に合うきちっとした対応をしておるということでございます。

それと、今回のポスターの問題等につきましては、これは先ほど申しましたように、各それぞれの議員から提出されたものにつきまして、限度額だとかいろんな数字的な瑕疵があれば御指摘はできたと思いますが、中身についてはそういうことは市の職員としては対応できませんので、支出そのものについては、請求額についての的確な支出を行っておるということでございますので、その辺はひとつ履き違えないようにしていただきたいというふうに思っております。

抜き打ち検査がいいかどうかということにつきましては、こういった会計処理というのは、抜き打ちというよりも、常にそういったのを引き締めてやっていくのが基本原則でございますので、そんなことは今の段階では考えておりませんが、またいろいろ状況等も調査してみたいと思っております。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） どうかこういうことが本当に繰り返されないように、みんなでいい山県市にしていかなくちゃいけないなと思います。

2番目の質問に移りたいというふうに思います。2番目は、公共下水事業と住民負担の軽減についてであります。基盤整備部長に御答弁をお願いしたいというふうに思います。

公共下水事業の第1期の工事が現在行われておりまして、来年4月から供用が開始される、利用できるような状況になります。事業には莫大な税金が使われる上に、加入や利用に当たりましてはまた多大な個人負担が伴い、市民はこの点で今大きな不安を感じております。市民の負担を軽くし、加入また利用しやすい環境をつくる、この必要があるというふうに私は思います。

そういった意味から、以下の点で質問いたします。

1点目は、集落排水事業の実績、加入状況と利用状況の現状はどうかということ。

2点目、集落排水の利用は、これは公共下水とは関係ありませんけれども、公共下水事業と同じような仕事ですので、集落排水についても現状を把握しておきたいわけです。集落排水の利用はかなり上がってきていると思われましても、いまだつなぎ工事に取りかかれない世帯も大分あるのではないかなというふうに思われます。その理由について、市はどのような理由があると把握をしているのでしょうか。

3点目、公共下水第1期工事区域の加入と利用の推定について、担当部署ではどのように推定をしているのでしょうか。

4点目、公共下水計画区域内の合併浄化槽設置家庭の現況と公共下水のその移行への推定をどのように見ているのでしょうか。

5点目、この2つの事業の公共下水と農業集落排水ですけれども、2つの事業の共通の問題として、負担を軽くし、加入や利用を促進するために助成制度が必要ではないかなというふうに考えます。集落排水事業の軽減策は現在どのようになっているのでしょうか。

6点目、公共下水事業の条例整備に当たりまして、今年度中にはその条例整備が必要だということにかねて部長から伺っているわけですが、市民負担の軽減策を位置づけるべきではないかなというふうに思います。集落排水事業条例の見直しも含めて、そういう助成制度を位置づけるべきではないかというふうに考えます。

以上、お答えをお願いします。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 公共下水道事業と住民負担の軽減についての御質問にお答えをいたします。

高富公共下水道事業につきましては、3期15年計画で平成15年度に事業に着手をし、平成19年度には第1期整備区域88ヘクタールの面整備及び第1期分の処理場工事が完了し、平成20年4月1日には一部供用開始の見込みとなりました。

まず、御質問の1点目についてですが、農業集落排水施設は、赤尾、梅原、大桑、桜尾、伊自良左岸、伊自良右岸の6施設で、加入率はほぼ100%となっており、平成19年3月31日現在、加入口数が2,533口で、このうち宅内工事の申請済みが2,028口、率にしますと80%、宅内工事を完成し、施設を利用されているものが2,012口で、接続率は79%となっております。

次に、御質問の2点目についてですが、市では平成16年度に、条例で定める農業集落排水施設の宅内工事実施期限の3年を過ぎても宅内工事が実施されていない世帯に対し、早期に実施していただくように通知するとともに、実施できない理由についてアンケート調査を行っております。その中で、実施できない理由としては、宅内工事費が高い、近い将来家屋の新築または改築の計画がある、合併浄化槽を使用している、高齢者世帯であるなどがございました。

次に、御質問の3点目についてですが、公共下水道第1期工事区域の加入の推定は、平成16年度から平成18年度の実績から見て加入率は95%、加入戸数は1,320戸で、利用の推定については、加入者に早期接続を目指し、宅内工事の推進を図ってまいりますが、農業集落排水のように推移していくのではないかと考えております。

次に、御質問の4点目についてですが、公共下水道計画区域内の合併浄化槽設置家庭の現況は769戸で、現段階で公共下水移行の推定はできませんけれども、下水道処理区域内においては、合併浄化槽についても下水道法第10条が適用され、排水設備の設置義務が課せられることから、その旨工事説明会等で説明を行い、下水道に加入してもらうように指導をしているところでございます。

御質問の5点目、6点目についてですが、農業集落排水事業につきましては、実施に当たり管理組合が設立され、組合において受益者負担金の積み立て及び宅内工事の推進が行われたこともあり、特に助成制度は行っておりませんが、伊自良地域については、処理施設の故障を防ぐために義務づけた、油、ごみを取るための分離弁及び髪の毛、ごみを取るための目皿つきトラップ弁について、宅内工事実施期限の3年以内に宅内工事が実施された場合に限り支給がされております。

また、農業集落排水施設につきましては、まだ20%の方が施設を利用されていないことから、事業の目的達成のために、加入者全員の施設利用を目指し今後も対策を行ってまいります。すべての施設が条例で定められた宅内工事実施期限の3年が経過しており、今の段階で有利な助成制度を設けるということは、家計が厳しくても宅内工事の資金を工面して実施期限内に協力していただいた方もあり、均衡ということを考えますと、こういったことについては考えておりません。

なお、農業集落排水事業の軽減策としては、施設を利用するに当たっての使用料の減免規定を設けております。

公共下水道事業につきましては、農業集落排水事業のような組合組織がないことから、特に加入促進を図る必要があり、加入者の負担を軽減するため、受益者負担金の分割払い及び条例で定める宅内工事実施期限内に宅内工事を実施した場合、資金の融資のあつせん及び利子補給制度などを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 農集についてのアンケート調査は、やはりこれはよかったですね。そこにやっぱりあらわれているというふうに思います。今御答弁のあったとおりだというふうに思いますね。公共下水の区域の方々も同じだというふうに思います。

農集についての軽減策をこれ以上のことについては考えていないというような御答弁がありました。また、公共下水のこれからの事業については、分割払いとかまた資金の融資、利子補給の制度などを考えていきたいというような御答弁があったということで、使用量の減免制度、または加入金の問題につきましても、農集のほうでは加入金につい

ての特別な減免制度があったのかどうかということで、ちょっと今の御答弁ではわかりませんでしたので、農業集落排水事業での加入金についての減免制度はどのようなのかということで、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

農業集落排水に係る加入金に係る減免規定があったかどうかということでございますけども、ちょっと今条例を持ち合わせておりませんけども、そういう規定はございます。市長が特に定める場合というようなふうになっておったかと思えますけど、そういう減免規定はございますので、よろしく願いをいたします。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） 私は、2、3のほかの自治体の条例なんかも引いてみて調べてみたわけですが、いろいろな経済的な理由、その他の理由によって、つなぎの工事が3年以内にできない、またはやるのが本当にその方たちにとっていいことなのかどうかというようないろんな問題がありまして、加入金について、または使用料金について、本当に市民の現状をよくとらえた形での助成制度を整備していかれるべきではないかというふうに思います。

例えば、北方町におきましては、助成金制度というのと、それから融資あっせん制度及び利子補給制度というのがありますね。助成金制度については、加入、利用を促進するために、万単位での、5,000円というのがありますけれども、助成金制度を設けておりますね。1年以内だと2万円、2年以内だと1万円、3年以内だと5,000円というふうで助成金制度を設けておりますね。

それから、下呂市のほうを見ますと、料金等の加入金も含めてのお話のようですが、軽減または免除等というところには、市長が特別に認めた場合には納付すべき金額を軽くしたり、または免除したり、分納をする方法にしたり、または延納、納めるのを延ばすということができるといふふうに、延納という言葉はここの中には入っておりますので、いろいろ現地の方の話を聞きますと、この延納というのが非常に有効な形として今生きているというようなことを伺っているところであります。

こういった言葉などもぜひ入れていただいて、実際に市民が困り果ててしまうことのないように、市としては、それこそ市民憲章にありますような温かいまちづくりを目指していただき、公共下水、農業集落排水のほうでもそうですけれども、具体化をしていかれるべきであるというふうに私は要請をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（村橋安治君） 梅田基盤整備部長。

基盤整備部長（梅田修一君） 再々質問にお答えをいたします。

公共下水の加入者の負担を軽くするためのいろいろな対策を条例で設けていくべきではないかというような御質問でございますけれども、ただいまの、条例につきましては、9月の定例会に提出する予定で今準備を進めております。その中で、先ほど申し上げました受益者負担金の分割払いとか融資のあっせん、利子補給、こういったことも取り入れて今検討しておるところでございますので、他市町村の状況等もございまして、いろいろな面からもよく検討いたしまして、また条例を提出したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（村橋安治君） 中田静枝君。

16番（中田静枝君） では、次の3番目の質問に移りたいというふうに思います。

これは、市長に御答弁をお願いしたいと思いますが、定率減税の廃止と税源移譲によります市民税の大負担増の問題が今大きな問題になっておりますが、税源移譲による部分が非常に大きいわけですが、市民税が増収になる、こういう山県市の状況であります。これを市民に適切に還元していくということで、具体的な方策を考えていただきたいという思いを込めての質問であります。

本年度は、自民党、公明党の政府・与党によって強行された税制改悪によって、大企業、大資本、資産家には減税を据え置きながら、サラリーマンや高齢者に所得税、住民税などの大負担が押しつけられております。ことしは、定率減税の全廃によって、全国で約1兆7,000億円もの国民負担増が実施をされようとしております。これに税源移譲が重なったことによりまして、ことしの住民税は、収入は全く増えないのに、昨年と比べて2倍とか4倍とか、またそれ以上の額の住民税が課せられてきております。既に納付書などが届いている自治体では、住民からの問い合わせに臨時電話が要するなど、対応に大わらわだと聞いております。

私ども日本共産党は、このような税制改悪に反対をし、実施の中止も求めているところであります。市議会におきましても、私は市税条例の住民負担増に反対をしてまいりました。山県市の今年度の予算でも、個人市民税は約3億円の増収になっております。個人市民税の調定額は、市の担当課によりますと、2倍、4倍などにやはりなっているということでもあります。

山県市の市民税に関して、次の点で市長に答弁を求めたいというふうに思います。

1点目は、今年度の個人市民税の課税調定額は昨年と比べてどのようになっているか。

2点目、2倍4倍などの負担増は、市民の担税力との関係でどうとらえるべきと考え

るか。

3点目、3億円もの税収増である、これを市民に還元していくのが筋ではないか。各種助成制度の増額の見直し、子供の医療費無料化年齢の引き上げをして拡大すること、学童のスポーツクラブの会費に対する助成、介護保険の市独自の助成制度をつくるということ、介護手当の復活などなど、具体的に検討すべき、還元を考えるべきところというのはいろいろあるわけであります。その点でどうかと。

4点目ですが、急激な負担増から低所得市民の家計を保護する必要から、一定の軽減策がとられるべきではないかということであります。

もう一つですが、時間の都合でまとめて質問をいたします。

税源移譲であっても増税になると、税源移譲ですから、今まで、所得税でいただいていた税金を住民税でいただくのだから、税率は定率減税の関係を除けば一緒なんだからということで、最近も政府の広報なども折り込まれておりますけれども、しかし、税源移譲だけでも増税になる方が全国で数百万人出るはずだということが予測されておりました、しかし、それに対しては、急激な収入が減った場合には救済措置があるということで、これは政府の国会答弁でも出されているわけですがけれども、それについては、じゃ、山口市ではどうやって市民に知らせていくのか、徹底させていくのかという大事な問題でもありますので、以上、5点について答弁をいただきたいというふうに思います。議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

所得税の定率減税につきましては、議員も十分御承知のことと思いますが、平成11年に景気対策の一環として導入されましたが、最近の景気の上向きによりまして、平成18年分から段階的に引き下げられ、19年分からは全廃となった次第でございます。

また、税源移譲につきましては、ことしから、地方にできることは地方にという国の方針のもと、地方分権を積極的に進めていく三位一体改革の一環として、税源移譲が行われたところでございます。ほとんどの納税者は所得税が減少し、住民税が増えることとなりますが、税源の移しかえですので、所得税と住民税を合わせますと負担額はこれまでとおおむね変わらないというのが実情であろうかと思っております。

そこで、1点目の御質問でございますが、平成18年度が10億4,400万円、19年度が13億4,300万円で、平成19年度は前年度より2億9,900万円の増額となっております。

2点目の御質問ですが、税源移譲に伴い住民税の納税額は増えますが、また、一部65歳以上の方で平成18年から一定の所得以下の方につきましては、非課税措置の廃止と税率改正により今年度は税額が増える方もございます。先ほど指摘されたとおりでございます

ます。所得税と合わせますと、全体の負担額としましてはこれまでと変わりはないというのが実情であろうかと思えます。

3点目の御質問でございますが、税源移譲等によりまして、前年度からの増額は2億9,900万円ということでございますが、昨年度までは、税源移譲、定率減税の暫定的な措置としまして、国からそれぞれ所得譲与税、地方特例交付金の交付がございました。今年からはこれは廃止、または減少となりまして、昨年度より2億8,000万円の減少を見込まれておるところでございます。そういったことで、税源移譲の実質的な増収はごくわずかでございまして、各種助成制度への増額を今現段階では見込めないというふうに考えております。実態として、増収が余らないというのが実情でございます。

4番目の御質問でございますが、税条例の中に市民税の減免措置もありまして、今回の税源移譲で住民税の増額分に対しては、先ほど申し上げましたとおり、所得税で減額され負担増はないということでございますので、現在のところ軽減策をとることは考えておりませんが、先ほど、質問の5点目ですか、ございましたが、それにお答えしますと、現在、他市町村でもいろいろ検討の段階に入っておりますし、国の税制等についていろいろ検討課題がございます。そんなことでございますので、そういった軽減策につきましては、県内の他市の状況等も踏まえまして、関係機関とも十分協議をして条例改正を視野にも入れながら検討していきたいということでございますので、御理解願いたいと思えます。

以上で答弁を終わります。

議長（村橋安治君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

通告順位4番 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、通告に従いまして、3問お尋ねします。

まず、現在問題になっていることに関連しますけど、市長や議員の倫理観や制度、そして経済観念の問題ということについて市長にお尋ねいたします。

3年前の山県市議選における選挙公営のポスター代の水増し請求・詐欺問題で県警の調べが進み、最終局面に向かいつつあると見られています。他方で、市民からは、議会や議員、市長の説明責任や反省の欠如に驚きや怒りが高まっています。

まず、1つ目です。昨年12月議会における選挙公営の制度に関しての私の一般質問に対して市長は、こうした公費負担部分を不正に搾取することは論外というふうに答弁されました。

今回、疑惑の当事者本人や業者らが事情を認めていることも報道されています。

請求に応じた選挙公営費交付権という権限を有している市長は、このような事態に

なって、ポスター代は無論、選挙カー代、運転手代、ガソリン代などすべての請求に関して当時の候補者や業者らに再度点検し、必要であれば真正な請求をするよう要求すべきではないでしょうか。そして、差額があるなら返還することを求めるべきではないでしょうか。

2番目ですが、同じく昨年の12月議会で市長は、ポスターのできればえについて大変こだわられる方の場合、実勢価格での企画費も当然割高となるからですと答弁されました。近年、行政の基本として、どんな場合もできるだけ経費を切り詰めることは自治体実務や公務員の常識です。他方で、選挙公営として市民の税金で公職の候補者に公金を支払うという場合に経済性を優先しないことは、市の公務員である常勤の市長、非常勤の議員、そういう職員としての基本姿勢として大きな矛盾があります。さきの市長の答弁のように、市長の甘い姿勢が候補者側に、どうせ自分で払うのではなく公費なんだからとポスター作成経費を切り詰める努力をせず、割高なポスター代を請求すること、その原因になったと考えませんか。実際に、選挙で割高なポスター代を請求するという経済観念でいて、議員として行政をチェックできると思うのでしょうか。

3つ目ですけど、今回、警察の捜査に関連する対応や反応から、水増しが実質的に認定されたわけです。今から顧みて、市長は、3年前の当時の選挙公営のポスター代の基準額が高過ぎたと、そういうふうには考えませんか。

4つ目ですけれども、ことし5月3日に起きた市内小学校長の飲酒運転の事故に関して、県の教育委員会は校長を懲戒免職処分にしました。山県市の教育長は直接の責任関係にはないにもかかわらず、議会に教育長の責任を問う声が出ました。5月3日に市長が招集した臨時議会の議案には、教育長の再任も告示されています。実質的にそういう提案です。しかし、結局5月10日の臨時議会では議案が出されず、小林教育長は退任しました。

そこでお聞きしますが、その教育長責任論を主張し、展開した議会関係者や、今回の選挙公営・水増し事件当事者は、これ以上市民の嘆きや怒りが高まる前に、速やかに責任をとるべきだと市長は考えませんか。

2つ目ですが、市民からは、市長は選挙の恩返し、あるいは与党擁護といった声も伝わってきています。今回の事件に関して、市長の、事件の当事者本人に任せるという趣旨のコメントが新聞を飾っています。的外れな責任論を原因として、有能な教育長を不本意に失った市長として、議会や事件関係者に対して厳しい態度をとるべきではないでしょうか。

そして、市長は事件関係者に速やかな身の処し方を求めるべきではないでしょうか。

5つ目ですが、去年は職員による市の公金や財産の横領事件が発覚しました。

私は、以前よりこの議場で倫理条例などの制定を提案してきましたが、市長は極めて後ろ向きの答弁でした。市長は、モラルの問題だからと制度に消極的な意見です。さきの3月議会では、市から補助金等を受けている市の商工会や市の体育協会が、平野市長の選挙の候補者としての平野さんに推薦するということを決めて、そういったことの問題についてお聞きしましたが、あなたは何ら問題ないと、そういった旨の答弁でした。私は、政治倫理の欠如だというふうに思います。私は、議会の全員協議会などでも倫理条例制定を訴えてきましたが、不必要だと、時期尚早だ、そういったふうに却下され続けてきました。

確かに、倫理制度でモラルをうたい、規範を示すだけでほとんど意味がありません。しかし、倫理基準を具体的に列挙し、基準に抵触した場合には対応責任を課す、市民からの調査要求制度を位置づける、こういったようにすれば実効性が伴います。例えば、旧高富町が規定していた倫理条例であれば、今回のような事態には速やかに市民の発議で調査要求や釈明の場が設けられることとなります。

ここまでの実態に直面し、去年の職員横領事件を考えれば、山県市は、一般の職員についても、常勤特別職、市長や副市長、それから非常勤の特別職員、議員、各種委員会の委員等についても倫理条例を制定するしかないと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の御質問につきましては、先ほど中田議員の御質問にもお答えしましたように、法律の専門家によりまして調査委員会を立ち上げまして、調査に当たることとしております。そこで仮に不当な支出が認められたならば、当然、返還すべき方に対しましては不当な支出相当額を請求することとなってまいります。

また、2つ目の御質問でございますが、私の姿勢とは全く関係ない問題でございますが、選挙運動費用の支出の制限額の中で、ポスター作成費を幾らにするかどうかということにつきましては候補者自身が判断することでございます。

なお、議員として行政をチェックできるかどうかということにつきましては、議員御自身の判断にゆだねるということございまして、今回のポスター代の請求のみで判断するという事は困難かと思えます。

3つ目の御質問でございますが、上限額は、多くの他の自治体がそうであるように、

本市における当時の上限額は法律に準拠した金額でございまして、この上限額を定めた法律が制定されるときに、少なくとも国会は適正と認めたと考えられます、結局、何を基準にして高過ぎると判断するかというのは主観の問題でもありますので、昨年の第4回定例会におきまして、私は議員のいろいろな御提案等も賜りましたので、今後検討してまいるとお答えしたと思っております。

そんな中でございましたが、今年第1回定例会におきまして、ポスター作成等の公営に関する条例の廃止が議決されたところでございます。なお、たまたま契約額が上限額より安くなったからといって、上限額まで水増しをして請求するということがあれば、その行為自体はしてはならない不適切な行為であると存じます。

4つ目の御質問につきましては、事実の全容が解明されていない段階でございます。したがって、市としましては、法律家の専門家による調査委員会を立ち上げ、調査に当たりたいと考えておるわけでございます。

なお、今までも警察の捜査活動に対しましては協力をいたしているところでございまして、私が特定の方を擁護しているというようなことは断じてございませぬので、御了解願いたいと思います。

5つ目の御質問につきましては、倫理条例の制度が全く不必要であるというふうには考えているわけではございませぬ。議員各位の御意見もお聞きしながら、検討する必要があると考えております。

なお、私の信念といたしまして、常に清潔で公平、公正を市政のモットーとして、だれにも優しいまちづくりを目指し、市政を推進してまいっておるところでございます。このことは、さきのマニフェストにおいても、清潔で公平、公正な市政を推進し、市民と協働で住みよいまちづくりを進めることを基本姿勢として掲げ、市民に公表していることを申し添えておきたいと思っております。

なお、寺町議員におかれましても、議会活動の中で実現を図られていただくのはいかがかということも同時に思っておる次第でございます。

先ほど申しましたように、倫理制度につきましてはモラルの問題でございまして、常に毅然とした態度で行政に対応するのはもちろんでございますが、先ほどのような御意見もございまして、今後対応については検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、市長に再度お尋ねしますけれども、まず、外部の専門家に調査を求めていくということですね。身の処し方に関しても、どうもその結論

を見てという雰囲気の答えかと受けとめます。

じゃ、これは議会の話ですが、市長も御存じかと思えますけれども、新聞で報道されていますが、議会の全員協議会で、当事者からは、まだ警察が調査中なんだということ、同僚議員もそうだということから何ら釈明がないわけですけど、そういう状況の中で弁護士3人を選んだと新聞に報道されていますが、その委員会が、警察の結論が出ていない、検察の結論も出ていない7月の、その状況の中で何ができると思うんでしょうか。私は非常に期待していますし、いいことだと評価しています。ですが、議員サイドにまだ捜査中なんだよということが議会で言われている中で、その委員会が本当に機能するには、かなりの市長の決意が要ると思うんですが、その点いかがでしょうか。

それから、市長は、議員個人の問題であると。ポスターについても公費のチェックの姿勢についてもそうですが、じゃ、1つお聞きしますけれども、今、04年の選挙のことが問題になっていますけれども、私はその前に市民の方にいろんなニュースをお伝えしてきました。その中の3月13日にお伝えしたニュースの中で、議員選挙で市長の推薦の意味ということをお伝えしました。それは、当時の平野市長が4月の、まさにポスターの問題になっている選挙に出る相当数の候補者に市長推薦ということを出している。それをパンフレットなどに書いたものを市民に配っている人たちがいた。中には、はがきに書き、ポスターにも書いた人もいます。ですから、市長は議員個人だとおっしゃるけれども、選挙のときから市長推薦で当選した人たちがかなりいて、まさに今回の件にも関与しているわけです。ですから、個人の問題と言えないと思うので、そういう市長推薦をあなたがつけた、まず人数、御記憶があれば、何人ぐらいの方に、27人のうち少なくとも24人以下ですが、何人に推薦を出したのかということと、先ほどの議員個人ということで整理がつくのか、改めてお答えいただきたい。

それから、3つ目ですけれども、倫理条例について、先ほど他の議員の答弁にもありましたし、今もおっしゃられたけれども、私はこの議場で何回か聞いています。その中で、例えば、04年9月議会、平成16年、3年前、このときには旧高富町長が汚職で捕まったという関連で判決が確定したという時期でした。私は、その検察の状況から、退職金は払うべきではないということで、議場で市長に、あるいは総務部長にお聞きしました。そのときに、市長は倫理条例について、倫理というのは当事者がきちっとそういった面を持っておれば、そう問題は全然ないと答弁され、議員各位ともいろいろ協議を進める必要があるかと思えますと、議員の皆さんも倫理条例がなくてもしっかりと対応していくのがというふうに市長がお答えになっております。それから、去年の6月、職員の横領事件のときにもお聞きしましたが、市長の答弁、議員各位との協議の場を持ち

ながら、今後そういったものについての検討を加えていく必要があるかと。きょうの答弁も同じなんですよ。じゃ、私、3年前と2年前ときょう、同じになるかということ、きょうの答弁を聞いても心配なんですよ。そこで、3年前、2年前と違う決意を持ってということが気になる。

そこでお聞きしますが、議員との協議ということをご過去2回この議場でおっしゃった。いつ、だれと協議し、どういう結果だったんでしょう。その結果、この議会にどう臨まれているのかというところを、協議しますと2回おっしゃったから、その協議の経過、だれと何を話したかをお知らせください。

以上、お聞きします。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の再質問にお答えいたします。

1点目の、警察が今捜査中ということは現実、事実でございます。ただ、警察というか、そういった司法当局にこういった市の被害額といいますか、その辺の言葉がちょっとなんですが、任せきりでいいのかということになりますと、その辺は大変疑問に思うわけでございます。そうかといって、市の職員等で議員各位の調査をするというのは非常に至難なわざでできません。そういったことで、調査委員会を立ち上げて、そこでしかるべき結果を出していただきまして、それによりまして、検討を加えた上で、返還等についてそれぞれお願いしていきたいというふうに思っております。そういうことでございますので、その結果を待って対応していきたいと思っております。

それから、私の選挙についての推薦ということでございますが、私は、自分の選挙につきまして一部推薦をいただいたことは事実でございます。これは前の選挙でも答弁しておりますように、いろいろな団体から推薦をいただいたことにつきましては、私は、私の市政に対することございまして、皆さんから推薦をいただくことについて、大変ありがたく思っておりますし、それを拒む気持ちもございません。そういったことで、推薦は受けたところでございます。そういうことで御了解を得たいと思っております。

それから、推薦した人の人数等につきましては、私は、今ここで何人の方に推薦したと明確に覚えておりません。調べればわかるかと思っておりますが、議員各位からのそういった要望等がございまして、山県市の議員として御活躍の皆さんでございますので、進んで推薦をしたということでございます。

それから、今の3点目の倫理条例の制定についての、いろいろ議員各位との協議をしていくということで答弁しておるということでございますが、まさにそのとおりでございます。今回も、今後また実際にそういうのを成案する場合には、議会の皆さん方に協

議をする必要があるということは当然でございます。そんなことでございますので、今後そういったものを加味しながら十分検討していきたいということでございますので、その辺は御了解を得たいということでございます。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、市長に改めてお聞きしますけども、今回の問題、非常に市民の方は身近な問題でありますし、しかも心を痛めているということですね。私のところにもいろんな意見が来ています。メール、手紙、電話、はがき、いろんなものが来ます。ある程度メモはちゃんととっていますけれども、そこでお聞きしますが、専門家による検討委員会をつくっていくということは評価したいと思っています。

その中で、1つ市長に提案ないしお願いですけれども、広く市民に情報提供を求めていくべきではないかと。それは、当事者から聞いたら出てくる意見は当然限られているわけですね、それは世の中の常ですから。実は、選挙というのは非常に多くの市民の方がそれぞれかかわっている。今回のことに心を痛めているのも市民の人だという意味で、市民に情報提供を求めていくべきではないかというふうに思います。その点、お聞きしたいですね。

私のところにはいろんな意見の中に、例えば、自分の自動車を業者あるいは第三者の車として請求した、自分の自家用車ですよ、そういう人もいますよと。でも、近いから名前はちょっとごめんなさいという人がいましたし、それから、合併前の旧町村の選挙のときに使ったポスターをそのまま版を使って、名称だけは、数字だけは変えましたので、ほとんどお金はかかっていないですよと。私が出した一覧表を見て、こんなにかかっているはずはないですよということを指摘した意見もありました。それは、やっぱり市が提携を求めればいろんな情報が入ってくる。せっかくだいいいことをするわけですから、そのように弁護士に検討を進めていただきたいというふうに思うわけですね。

私は、今回の公営制度は、国会議員でも都道府県の知事、議員、それから全国のほとんどの市が行っている制度ですね。その中の改正の必要性を求められているという事案だとも思うんですね。そういう意味で、山口市が公費を使って弁護士を頼んでしっかりやっていく、それは全国の模範となっていくことだろうと。そういう意味で、確かにマイナスなんですけど、それをプラスに転化できるやり方もあるはずですので、そういう形に持っていくことが市民の税金をそこにつぎ込む意義があるのかというふうに思います。

そういった意味で、市長に市民の情報提供を求めるということについて御意見をお聞

きしたい。

それから、2つ目ですけど、市長は山県市市長という公職者という立場と政治家でもあるわけですね。その点で、先ほど市長推薦ということも公職選挙法上認められているわけですが、市長が推薦を出した人たち、あるいは与党という関係の中で、今回こういった問題がある。ですから、山県市長平野さんというのじゃなくて、政治家の平野さんとして、やはり自ら自覚がある人は身を処すべきであると言うべきではないかというふうに市民は普通に考えることです。この点について、改めて市長の答弁を求めます。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 再々質問にお答えします。

まず、市民から情報提供等を求めていったらどうかというような御意見かと思えます。市としましても、現在も意見箱なるものを設けております。確かに、私は近ごろその意見箱を見ておりますと、市民からの苦情といいますか、非常に憤慨な文書等も見ておるわけでございます。そんなことでございますが、そういったものにつきまして、なかなか、大体が匿名のものが多いわけですが、記名等である場合にははっきりとお答えをしておるのが現状でございますが、今御提案の、そういったほかに市民からの情報提供を受けるような方法等がいろいろあれば、これからも検討してまいりたいというふうに思っております。意見箱ではそういう意見が非常に参っておることを御披露申し上げる次第でございます。

それから、もう一つ、今の議員に対する結果ということですが、私はそういった結果が出てから申し上げるべきかと思えますが、先ほど申し上げましたように、不適切なことがあったような議員につきましては、私が申し上げるまでもなく、議員各位の判断かというふうに思っておりますので、そういうふうに御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 市長、倫理条例について議会に諮るということでしたが、きちっとした条例を、旧高富のように、あれも2年かけて私たちがつくったんですけど、しっかりした内容をつくっていただきたいなと思えます。

次に、副市長にお尋ねしますけれども、土地開発公社の問題ですけれども、全国的に塩漬けという言い方が広まるほどに、公社の土地の問題というのは根深いものがあります。

そこで質問しますけれども、役所関係の土地について、10年ほど前から長年権利関係

が動かないという形で金利だけがかさんでいる、これをいわゆる塩漬け土地と言うわけですが、こういった指摘がされています。そういった中で、今では、土地開発公社というものの自体を廃止するという自治体も出てきています。

ところで、山根市の大桑の椿野には広大な土地があり、旧高富町の5万8,619平方メートル、7億6,471万2,000円という債務負担という議会の議決を前提に、旧高富町の公社が99年に取得したというふうになっています。ここについてお聞きしますが、公社の取得価格、現在の年間の金利負担額、取得して以後の金利の負担の総額は幾らでしょうか。

私は、債務負担の1998年12月22日の議会において、その土地取得の議案のときの質疑及び反対討論で次の趣旨で述べました。それは、平成6年12月24日付、高富町と土地開発公社と地権者らとの土地売買に関する覚書というのがあり、そこに、平成11年3月31日までにこれを買受ける、価格は1平方メートル当たり1,280円とし、時価調整を行うというふうにされている。一般に契約において諸事情の変化がある場合は契約変更も許されているという趣旨から、反対討論などを行いました。

この件に関してですけれども、それにもかかわらず時価修正をせずに取得したわけですが、そのことが大きな負担の1つの原因ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

2つ目ですけれども、契約変更をしなかったということは今振り返ってどのように考えているのか、今後いろんな事業との関係もありますので、教訓のために総括していただきたい。

それから、3問目ですけど、今後この土地をどのようにしていくのかということが課題であります。土地利用の見込みはあるのかないのか。あるなら、どのようなこと。そのために、財政的な支出が市に必要になってくるのかということ。そして、その場合は毎年どのような目的とか、どのような額で出て行くのかということですね。

それから、4つ目として、市の財政予測というのが問われていて、昨年来この議会でも私も疑問視をしていますけれども、その事業などが行われた場合に、市の財政にとって一体どういった影響が出てくると位置づけるのかということ。

それから、5つ目ですけど、じゃ、公社の他の塩漬け的な土地、長年めどがついていない土地というものがあるのかどうか。あれば、その筆数と面積、それから取得額、金利相当額は幾らでしょうか。

以上、質問します。

議長（村橋安治君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えします。

御質問の1点目でございますが、平成6年度に取得した用地費及び諸経費、金利を含めた平成18年度末の用地原価は9億865万7,211円でございます。年間の金利負担額は、平成18年度におきましては440万4,047円でございます。当該用地取得から平成18年度までの金利負担総額は6,572万8,498円でございます。なお、この金利負担総額は、用地原価に含まれております。

2点目でございますが、時価修正をしなかったことが負担の1つの要因ではないかということでございますが、確かに現在の状況ではそのようなことが言えるかもしれませんが、土地、いわゆる財産というものは決してそれだけで片づけられる問題ではないというふうに思っております。

参考までに申し上げますけれども、当時の覚書の時価修正するという意味の中身は、1平方メートル当たりの評価が1万2,800円を上回った場合はそれを加味して決定していくということございまして、下回った場合は提示した金額を保証するということで、当時の地権者で構成する畑地組合との交渉の中で確認されておりました。その条件のもと、覚書が交わされていたと記憶しております。このことを議論することよりも、塩漬けて辛くて食べられないものを、早くすかっと塩抜きをしておいしく食べられる方法を考えるべきだったというふうに思っていますし、今もそう思っております。

今後の教訓といたしましては、覚書を締結するような土地の取得方法、行為は避けるべきだというふうに思っております。

3点目でございますが、この土地につきましては、今後、有効活用を図っていきたいと考えております。現在のところ、平成24年度に開催されます岐阜国体の馬術競技会場として整備したいと考えております。今後、それに向けて県と協議しながら進めていきたいと思っております。そのめどがつけば、それを含めて土地利用計画を立てていくこととなりますが、土地開発公社からの土地購入費、競技会場の整備費、大会経費等が必要になってくるとおられますので、開催関連経費や国体終了後の土地利用につきましても、今後詰めていかなければならないところでございます。

4点目でございますが、事業化することによる財政負担は当然必要になってくるとお思いますので、財源確保についても十分検討し、将来を見据えた財政計画の中で、健全な財政を維持していくための取り組みをさらに進めていかなければならないと考えております。

5点目でございますが、土地開発公社が現在保有している土地はこのほかにございません。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今、副市長の答弁でした。

再度お尋ねしますけれども、まず、今の当時の覚書についてです。覚書の本文、当時ももらいましたけど、覚書に書いていない約束が別にあったというのは初めて聞いてびっくりしますが、覚書の意味がない。契約書にもう一つ裏の契約書があってはいけないわけですから、何となく非常におかしかったなということを思いますけれども、今はともかく、それで、3点目にお聞きした今後の土地利用、ここにしか、どちらにしても市にとって課題ということになりません。今、具体的な金額の支出など数字がなかったわけですし、そこが見えてこないと市の将来財政に対してどうかということも見えてこない。

そこで、今、国体の馬術競技という抽象的な方向づけがありました。仮にそれがいるんなら手順でオーケーとなると、山口市にはどれくらい要るんでしょう。1億ぐらい、3億ぐらい、5億、10億、20億、そんなオーダーでいいですから、どれだけの費用が要るのかということ。そして、それは一般財源でいくのか、起債でいくのか、そのあたりはどうでしょうか。

議長（村橋安治君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） まず、用地の取得費でございますけれども、ただいま申し上げましたように約9億2,000万円でございます。これにつきましては、有利な地方債を充当していきたい、いわゆる要望していきたいというふうに思っております。

そして、国体競技場の造成でございますが、今までの他県で開催されました経緯を見ますと、約5億円程度が想定されておりました。岐阜県も財政が厳しいということでございまして、これが5億になるか果たしてわかりませんが、想像しますと、大体4億から5億ぐらいになるんじゃないかというふうに思っておりますが、これはあくまでも仮設工事ということで考えられまして、この仮設工事につきましては、県が10分の10、100%負担があるということです。将来常設的に使う施設についてはその2分の1補助ということでございまして、それは、今、これが常設、これが仮設ということは申し上げられませんが、ほとんどが仮設になるというふうに考えております。

続きまして、そのほかの費用でございますが、平成24年6月ごろを今想定されますリハースル大会がございまして、これにつきましては約9,000万円程度かかるだろうというふうに想定されておりました。これにつきましては県の補助金が2分の1でございます。したがって、一般財源は、この数字でいきますと4,500万ということになります。

そして、10月には本大会が予定されておりました。これにつきましては、過去の経緯

からしまして、約1億円を想定されておりまして、これは県の補助金が3分の2ございまして、6,600万ということになります。一般財源が3,400万ということでございます。この1億9,000万は、それぞれ補助金を差し引いた一般財源というのは7,900万になると思いますが、1億円弱で、この国体の開催に対する市の財源は1億円ぐらひは必要かなと思っておりますが、これについては、今後、その財源を確保するよういろんな方面を調査しまして、過去につないでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今、副市長から具体的な数字が出てきました。最初に言ってほしかったですねと思えますけど。何だかんだ足して10億超えるのは間違いない。さらに、国体、1つの事業が終わった後、何らかの整備が必要ですから、それはまたお金が億単位でいくだらうと思えます。

現在、山口市は二百七十、八十億から300億近いいわゆる借金がある。そこで、10億というとその30分の1ですよね、決して少なくない、何%かですよ。市民の人にとってはすごい借金が増える、1人当たり見てもそうなんですね。だから、少なくとも情報は的確に、かつ早く正確に議会にも出してほしいし、特に財政予測、どの程度の負担がかかってくるのかは速やかに出してほしいわけですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（村橋安治君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） お答えします。

寺町議員も御存じのように、中期財政予測というのをつくっております。この中で絶えず修正を加えながら、将来も見据えた財政計画といいますか、財政予測もしながら考えておりますので、これにつきましては随時公表すべきものでございますので、私も、それを把握しながら皆様に提供したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） できるだけ情報は提供していただきたいと思えます。

次に、3問目ですけれども、多重債務者への対応と自治体の姿勢ということで、一応総務部長にお願いしましたが、きょう、出張の関係で次長にお答えいただきたいというふうに思えます。

現在、大きな社会問題となっている多重債務ということがあります。これについて市の対応を伺いたいわけですが、多重債務者は全国に200万人以上もいて、自殺、夜逃げ、離婚、犯罪などの原因にもなっているというふうに指摘されています。

そこで、新たな多重債務者をつくらない目的で、貸金業制度を抜本的に見直す関連法案が昨年12月に国会で成立しました。また、政府は昨年12月、多重債務者対策本部を設置し、さきの4月20日に公表した多重債務問題改善プログラムというところでも、住民に身近な自治体が多重債権者救済に積極的に取り組みれば大きな効果が上がるということから、自治体の積極的な取り組みを求めています。以下、ちょっと具体的事例は省略しつつ述べますけれども、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備、強化を第一に挙げています。しっかりとした多重債務の相談窓口をつくるということが市には求められているというふうに言うべきです。

そこで、具体的にお聞きしますけれども、これまで全国の市町村の消費生活相談の窓口担当者に多重債務者から相談があったとき、他機関紹介と呼ばれる対応をして済ませることが多かったようです。多重債務者は、借金返済の督促に追われて精神状態が弱っています。電話番号を教えられただけでは、電話をして相談に行くという行動に結びつくとは限りません。電話番号を教えるだけといった冷たい対応はやめるべきです。単なる他機関紹介から脱却すべきではないでしょうか。

次に、2つ目ですけど、地方税や国民健康保険の保険料、学校の授業料、公営住宅の家賃、水道料金などの滞納者には多重債務者が多いというのが実態です。ですから、滞納者に対して督促をする担当者らは、相手が多重債務者であることが把握できることが多いと言われています。生活保護の申請者にも多重債務者は多い。当然、申請窓口の担当者は申請者が多重債務者であることに気がつく機会が多くなります。奄美市や盛岡市、滋賀県野洲市など先進的取り組みをしている市では、こうした役所内ネットワークがフルに機能しています。役所内ネットワークをどう考えるか、あるいは導入することについて、構築することについていかがでしょうか。

3つ目ですけど、多重債務の解決法や相談先の周知、広報を積極的に行うことが推奨されています。山口市は昨年2月の広報で3ページを割いて取り上げ、これは新聞でも評価されています。その後の市の広報、周知などはいかがでしょう。

4つ目ですけど、多重債務の解決方法や相談先を解説した文章をチラシに掲載して、そのチラシを滞納の督促をする部署、生活保護の担当部署など、多くの部署に備えておくことも簡単にできます。こうした部署に来た人が多重債務者であることがわかった場合はチラシをすぐに渡して、多重債務の相談場所に行ってもらおうようにするわけです。こうした対応は盛岡市で実行されています。山口市も実行してはどうでしょうか。

それから、私は、この議会で質問したときに、総務部長でしたか、チラシは県に要請するという答弁でしたが、結果はどのように反映されているのでしょうか。県はどのよ

うにしているのでしょうかということですね。

5つ目、これらの施策を行うため急がなければならないのは、職員への多重債務問題の研修です。多重債務相談の窓口の担当者は無論のこと、税金などの徴収部門、生活保護などの福祉部門の職員にしっかりと多重債務問題を理解してもらわなければなりません。市町村の職員への多重債務問題の研修は、県が市町村職員を集め、弁護士会や司法書士会に講師を派遣してもらって進めていくのが合理的です。他市と足並みをそろえて、県にそのように要請していくことが必要と思います。近隣の連携や県への要請について、どのように考えますか。また、現在までの市の職員の研修の実施状況はどのようでしょうか。

最後になりますが、金融庁は6月16日に東京で自治体向けの多重債務シンポジウムを開いたと聞きます。自治体が多重債務問題でどのように対応すればいいかをわかりやすく示したマニュアルも配布されていると聞きます。市はこのマニュアルを一刻も早く手に入れ、対策に着手すべきではないでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（村橋安治君） 田中総務部次長。

総務部次長（田中公治君） 多重債務者への対応と自治体の姿勢についての御質問の1点目でございますが、現在山県市では、消費者相談専任者を置いての多重債務問題を扱う相談窓口を設置してはおりませんが、担当職員で助言できる内容のものは対応しております。しかし、破産手続、調停、訴訟関係につきまして、専門家に相談されることが適切であると判断したときは、市の法律相談窓口ですとか県の消費生活センターの紹介を行っております。

2点目についてでございますが、各部署で多重債務者を把握する機会がありますので、総務部総務課を窓口として、各部署から得られた情報を記録する相談カードを作成し、適切、迅速な対応に努めるとともに、必要に応じ会議を開催するなど、情報の共有を図る方法を検討してまいりたいと考えております。

3点目についてでございますが、広報やまがたの平成18年2月号に消費生活情報として、「多重債務に苦しんでいませんか？」という見出しで、債務を軽くし、返済する方法等を掲載し、市民の皆様にお知らせをいたしました。その後におきましては、同年8月号には消費生活関連の記事を掲載いたしましたし、9月号には多重債務110番について掲載するとともに、山県市が毎月行っている法律相談窓口の解説もあわせて案内しております。

また、今月、岐阜県消費生活センターから多重債務問題を掲載した「くらしのナビぎ

ふ」が発行されますので、各自治会に回覧していただくようお願いをする予定でございます。

4点目についてでございますが、関係機関の指導をいただきチラシを作成いたしましたし、保健福祉部、市民環境部の関係課の窓口において配布、助言ができるような体制を検討してまいります。

なお、以前の議会で答弁しましたチラシについては、当時、県からいただくことを予定しておりましたが、県では作成されませんでした。しかし、今回、さきに御説明しました、岐阜県消費生活センターから消費生活情報として、「多重債務は解決できます！『まず相談』を！」という見出しで掲載された「くらしのナビぎふ」が発行されましたので、これを活用してまいりたいと考えております。

5点目についてでございますが、情報が豊富であれば債務者への助言も適切にできますので、近隣市町との研修、情報交換の機会があれば積極的に参加していきたいと思っております。また、近隣市町と共同で行う研修につきましては、各市町の意向もありますので、県にも働きかけながら検討してまいりたいと思っております。

研修につきましては、現在まで、職員全体を対象とした研修は行っておりませんが、職員研修の一環として、8月上旬ごろ岐阜県調停協会から講師を招いて、消費者金融など多重債務の処理方法についての研修を予定しております。

なお、担当者の研修につきましては、ことし5月26日、滋賀県大津市で開催されました自治体向け多重債務対策支援講座を受講いたしましたし、6月13日に消費者行政担当者、消費者リーダー合同研修会に参加いたしました。また、7月12日から13日にかけて名古屋市で行われる消費生活相談員セミナーにも担当者を参加させ、適切な相談業務が行えるよう取り組んでまいります。

6点目についてでございますが、6月14日に岐阜県環境生活政策課から、金融庁作成の「多重債務者相談マニュアル ~『頼りになる』相談窓口を目指して~」、案というものがついておりますが、こちらが送られてまいりましたので、関係部署に配布いたしました。このマニュアルにつきましては、インターネットの金融庁のホームページなどからダウンロードできるようにはなっておりますが、こういったものを活用し、多重債務者対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 山州市の対応も少しずつ進んでいるということは感じられます。ただ、多重債務者本人にとっては本当に死活問題ということで、ぜひ、徐々になんて言

っている暇はないと思います。

先日も市民の方から相談がありました。市から払え払えと言われて、少しずつ分納します、それでどうかと言ったら、それでは少ない、差し押さえるぞと言われてた、そう言われたんです。市がどういう指導をしているか知らない。もちろん、きょうまでに僕は税務担当者に聞きましたけど、どういう経過なのかを。ですけども、その人はもう生きていてもしょうがないと思ったと。それはおかしいんですよ。私は話を聞いてひょっとしてサラ金があるんじゃないですかと聞きました。それは確かに4つぐらいあると。じゃ、全部書いてと言って、裁判所に行ったらちゃんとそれをうまく解決してくれますから、裁判所に行ってきたらとって話しました。行きますと言われてた。そういう対応だっですぐにできるわけですよ。

ですから、取るぞ取るぞじゃない、その裏には市民を守るんだという、苦しい人ほど守る、その市政の基本姿勢が必要だと私は常々感じていますし、この多重債務問題に象徴的に出るんだらうと思っています。そういう意味で、今いろんなお答えがありました。職員に、市民から来たらすぐに対応できる、本当にわずかな対応で助かるんですよ。そういうことを心して周知し、皆さんが市民に対応してほしいということを思って、以上、質問を終わります。

議長（村橋安治君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（村橋安治君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。28日に予定しておりました一般質問は本日ですべて終了いたしましたので、28日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 御異議はないものと認めます。したがって、28日は休会とすることに決定をいたしました。

29日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後0時21分散会

平成19年 6 月29日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 6月29日(金曜日)

議事日程 第4号 平成19年6月29日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について

議第53号 市道路線の認定について

議第54号 市道路線の廃止について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について

議第53号 市道路線の認定について

議第54号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター(仮称)の建設工事委託に
関する協定の締結について

議第53号 市道路線の認定について

議第54号 市道路線の廃止について

- 日程第4 採 決
- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に
関する協定の締結について
- 議第53号 市道路線の認定について
- 議第54号 市道路線の廃止について
- 日程第5 議第55号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第7号 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議につ
いて
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第14 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第15 閉会中の継続審査について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第53号 市道路線の認定について
- 議第54号 市道路線の廃止について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第53号 市道路線の認定について
- 議第54号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について
- 議第53号 市道路線の認定について
- 議第54号 市道路線の廃止について

日程第4 採 決

- 議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について

- 議第53号 市道路線の認定について
- 議第54号 市道路線の廃止について
- 日程第5 議第55号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第7号 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議につ
いて
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第14 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第15 閉会中の継続審査について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 石 神 真 君 | 2番 | 杉 山 正 樹 君 |
| 3番 | 吉 田 茂 広 君 | 4番 | 尾 関 律 子 君 |
| 5番 | 横 山 哲 夫 君 | 6番 | 宮 田 軍 作 君 |
| 7番 | 田 垣 隆 司 君 | 8番 | 村 瀬 隆 彦 君 |
| 9番 | 武 藤 孝 成 君 | 10番 | 河 口 國 昭 君 |
| 11番 | 影 山 春 男 君 | 12番 | 後 藤 利 弘 君 |
| 13番 | 谷 村 松 男 君 | 14番 | 寺 町 知 正 君 |
| 15番 | 渡 辺 政 勝 君 | 16番 | 中 田 静 枝 君 |
| 17番 | 藤 根 圓 六 君 | 18番 | 村 橋 安 治 君 |

19番 小森英明君 20番 村瀬伊織君
21番 大西克巳君 22番 久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
会計管理者	長屋義明君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業経済部長	土井誠司君	基盤整備部長	梅田修一君
消防長	上野敏信君	教育委員会事務局長	恩田健君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開議

議長（村橋安治君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（村橋安治君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員長 横山哲夫君。

総務常任委員会委員長（横山哲夫君） 総務委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、6月22日午前10時より委員会を開催し、委員長の辞任に伴う正副委員長の互選の結果、委員長に私、横山哲夫が、副委員長に久保田 均君が就任をしました。また、審査を付託されました議第50号 平成19年度一般会計補正予算（第2号）（総務関係）の審議を行いました。

質疑では、歳入において財政調整基金繰入金で減額調整がされていることについて、繰越金での調整はできないかとの質疑応答がありました。

採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

また、所管の事務調査では、選挙公営ポスター代水増し事件に伴う検討委員会の立ち上げについて、時期、要綱の整備、委員についての質疑応答がありました。

以上、総務委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 続きまして、産業建設委員長 影山春男君。

産業建設常任委員会委員長（影山春男君） 産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る6月25日午前10時より委員会を開催し、委員長の辞任に伴う正副委員長の互選の結果、委員長に私、影山春男が、副委員長に後藤利丸君が就任をしました。また、審査を付託されました議第52号から議第54号までの所管に属する契約案件1件、その他案件2件の3議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第52号 山口市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について、随意契約であることの根拠について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案ともに全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 続きまして、文教厚生委員長 大西克巳君。

文教厚生常任委員会委員長（大西克巳君） 文教厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月26日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第49号から議第51号までの所管に属する条例案件1件、補正予算案件2件の3議案を議題とし、審査を行いました。

質疑では、議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例を改正する条例については、指定管理者制度の導入の必要性と公募方法、使用料金値上げの必要性について、議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）（文教厚生関係）では、障害者福祉費の減額理由について質疑応答がありました。

討論では、議第49号の山県市体育施設の指定管理者制度の導入について検討が必要であるため、継続審査を望む反対討論がありました。

採決の結果、議第49号は賛成者多数、議第50号、議第51号は全会一致で原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、文教厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（村橋安治君） 御苦労さまでした。各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（村橋安治君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（村橋安治君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第49号から議第54号までの6議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 私は、議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

この条例一部改正案につきましては、指定管理者制度の導入を目的に行われるものであります。同時に、そのための値上げ案も付されているわけでありまして、この指定管

理者制度を導入、また値上げについての合理性、必要性というのが今回の議会では理解することができませんでした。市民のための社会教育施設に指定管理者制度を導入することの是非、そもそも論が、ほとんど研究、議論されないで提案されているのではないかと強く思いました。また、議会におきましても、文教厚生常任委員会がございますが、この常任委員会におきましても、この重要な問題についての研究する時間というのも全くありませんでした。この提案につきましては、非常に性急さを感じます。

昨年8月、各務原市の市営プールで小学生が水死する事故がありました。これは、指定管理者制度のもとに起きた事故でありまして、その管理のずさんさから引き起こされた事故だということが指摘をされております。

このような指定管理者制度の導入に当たりましては、慎重で十分な検討が必要であります。こと、教育施設に当たりましては、現在の直営で改善をする方向で研究をすることのほうが優先をされるべきであるというふうに考えます。導入先にありきで、使用料の値上げも含む本提案、これは議会として継続的に審査研究、調査をすることの必要性を私は感じております。継続審査を望むものであります。その立場から、原案どおりこの案を決するという事について私は認めることはできません。

以上です。

議長（村橋安治君） 次に、賛成討論はございませんか。

反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 議第49号、先ほどと同じですが、指定管理者の關係の議案に反対する立場で討論をいたします。

先ほどの、所管の委員会の委員長報告を聞いても出てこなかったし、私も傍聴していましたが、実際、議論がなかった。それは、1つは、この指定管理者という制度を適用し、事業を進めていくときに、実際、経費的にどのようになるのかという積算が何ら説明されていないし、委員会でも議論されていません。

そこで、私、委員会を傍聴しましたが、山県市議会は所属していない議員の発言を認めてくれないので、委員会が閉会してから事務局に、積算に関する資料、特に人件費と委託費の關係、管理費であろうということを申し上げて、多分そうですということもお聞きし、次の日までに資料をそろえていただきたいと、私はこの議案にどうするか決めかねているのでそろえていただきたいということでしたが、何ら提供はなくて、先ほど、この開会の10分前、9時50分をお願いしてやっと資料を2枚いただきました。

ですが、ここに出てきたのは、指定管理者の額は一切白紙、まだわかりませんという

数字なんですね。もちろん現行は予算があり決算もあるから出てくるわけですけど、それに対して、指定管理者にしたらどうするのか、何ら説明できる数字がない。もちろん何にもないとは思いませんけど、説明できるものはないわけですね。そうなのに議案だけ出てきているということは極めて無責任であるし、説明責任がないという意味で、私はこの10分で反対するということを決めました。そんな態度は許されない。もちろん、この体育施設を指定管理者にするかどうかということよりも、山口市が指定管理者を導入するということについての基本姿勢の問題であるという観点が一番大事だと思っています。

例えば、今回、使用料の関係で、具体的にかなり高く上げるということも市民に何ら説明も合意もされていないし、積算がないのに値上げだけしますという、その必要性も当然ないわけですよ。合理的な説明ができない。積算があって、やっぱりこういうふうにしなければならないということなんですね。説明があったのは、周辺を調べたらとか、その程度だけだったですから、やはり数字的な根拠がない。そういう意味でも、これは状況を変える必要性のない議案だということを思います。

それから、単に人件費の問題であろうという、何となく直感的には私もわかりますが、単に人件費であれば、それは市の正職員は確かに公務員だから給料が高い、そうすると、臨時的な職員で賄えば現状は維持できる、人件費は下げて。そうなのに、ぱっと指定管理者に飛びつくという、その発想にも必然性がないですね。

もう一つ、例えば、いろんな行政、公務員になかったアイデアを民間から取り入れようというのが指定管理者の大きな理由の1つで、全国で進められていますが、その点についても、余り積極的な期待がない。なぜなら、行政にその意欲がないからです。行政に意欲があって初めて、それを受けとめた民間が応募しているんな提案をするわけでしょう。発注する側に積極的な意欲がなくて、何が期待できるのかということです。

百歩譲って、今仕事が非常に厳しい、市民の人も。そうすると、ある一部でされていますが、ワーキングシェアという形、仕事をみんなで分割する、少ない時間を働いて、仕事をある程度して給与を得ようと、そういうことを指定管理者にやるところもあるんですね。それならそれで私も評価していいと思うんですよ。今、企業から首を切られている人がいっぱいいて困っているわけですから。そういう発想でいくなら、そういう受け皿団体を要請し、そういうところで市民の中にお金を還元し、施設を管理していく、それも私は立派なアイデアだと思う。でも、それすらない。試算もない、発想もない、これでは到底賛成できないというふうに考えています。

今後、指定管理者がいろんなところで、市長部局、教育委員会部局で進められている

わけですが、それ自体がいかに言うつもりは私はないですけど、しっかりした発想と積算の根拠がなければいいものにならない、これははっきりしているということで、私は、少なくとも今回、この時期に出てきた体育施設の議案については到底賛成はできないということで、反対討論といたします。

議長（村橋安治君） 次に、賛成討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（村橋安治君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第49号から議第54号までの採決を行います。

最初に、議第49号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村橋安治君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 平成19年度山県市一般会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第51号 平成19年度山県市老人保健特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第52号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の締結について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第53号 市道路線の認定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議第54号 市道路線の廃止について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議第55号 山県市教育委員会委員の任命同意について

議長（村橋安治君） 日程第5 議第55号 山県市教育委員会委員の任命同意について。

市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

追加議案といたしまして、人事案件を1件上程いたしておす。お手元に配付しております、議第55号 山県市教育委員会委員の任命同意についてでございます。山県市教育委員会委員の任命同意を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、お願いするものでございます。

森田正男氏60歳は、山県市佐賀72番地の2にお住まいで、岐阜県教職員を長きにわたり勤められておりました。平成14年、15年度には飛騨教育振興事務所長として活躍され、また、平成16年度から昨年度、18年度まで長良東小学校長として御活躍されるなど、岐阜県の教育に多大な功績を残され、教育行政に卓越した知識と経験を有されており、責任感旺盛で公平、誠実な方でありまして、市民からの信望も厚く、適任者であると確信しております。

以上、追加提案といたしました議案の内容でございますが、よろしく御審議賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第6 質疑

議長（村橋安治君） 日程第6、これより質疑を行います。

発言を許します。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、教育委員会委員の任命同意の議案について、市長の提案説明に対して質疑をいたします。

私は初めてこのペーパーを先ほどここで見て、森田正男さんという方の名前も初めて知りましたが、ここで見て、提案説明、60歳と、県の飛騨教育事務所の所長を2年間、それから長良東小の校長を3年間ということですけど、そもそも5月12日の臨時議会の時点で、18日任期の小林教育長が辞任されたということですね、その後どういう人物を持ってくるかというのは非常に重要なんですけれども、十分な時間をかけて、つまり、1カ月ちょっとですね、意思決定には1カ月なかったのかもしれません、市長は。十分な時間をかけたというふうに言えるのかどうか、疑問なんです。

例えば御嵩町なんかは、昨年4月に町長が提案して議会がけて、ずっと不在で来て、市民から請願が出たりして、それで、やっとなつこの先日ですか、新しい教育長が決まったと。1年間ブランクがあった。決してあることがいいわけじゃないけれども、時間を尽くすことにもまた意義があると思うんですが、ずっと短期間で、後任の実質教育長になる教育委員ですよ、そこに疑いはないわけですが、十分な時間をかけたというふうに市長は説明されるのかお聞きしたい。

それから、先ほど、的確という、この人物の評価ということで、私も繰り返しましたが、県の要職、それから学校長を長くということでしたけれども、それだけで山県市の教育長としていいのかどうか。市長はその人物と当然お会いになっているでしょうが、

その人物の、山県の教育長としてどの点がいいんだと御推挙なさるのか。その部分が先ほどの説明では単なる経歴書の繰り返しですから、人物、人格を市長の考えとしてあらわしていただきたい。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御説明申し上げます。

森田正男先生におかれましては、岐阜大学教育学部体育科を卒業されまして、それ以来、岐阜県内の各種学校等の教鞭をとられた。その間、また教育事務所とか、あるいは市の学校教育課長とか、そういったいろんな要職を歴任されておりまして、教育行政、あるいは実際の子供を教える教育という面につきまして十分な経験をお持ちの方でございまして、私もお会いしまして、非常に人格も的確であるということをご認識しておりました。

そして、検討期間でございますけれども、私は、教育長という職は、山県市に限らんとお思います。非常に重要な職務をこなしていただくことでございますので、なるべく早く選任をしてその行政に当たっていただくということで、精力的に検討してまいったわけでございます。そういうことで、この1カ月、2カ月弱でございますが、そういった面につきまして、いろんな候補者もございましたが、十分検討した結果、極めて優秀な方でございますので、私は、そういうことで、この方なら山県市の教育行政を的確に対応していただくということをご自身が確認して選任同意をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、市長に改めてお聞きしますけれども、実は先日、私のところに、1通の投書が来ました、手紙が。その中の要点、市長にお聞きしたいんですけども、混乱とどさくさに紛れというのはまさに今の状況ですが、そこは置いておいて、人物調査もしっかりしないで教育長の承認を議会に求めることはという疑問符なんですけど、市長はどうですか。人物調査もしっかりしないで教育長の承認を求めるといふことの疑問符が寄せられているんですが、それに対して市長はどう考えますか。1点目。4つあるからメモしてきたんです。人物調査をしっかりしたんでしょうかということですね。

それから、2つ目ですけども、過去の肩書にこだわる古い体質の平野市長そのものが暴露されましようという、提案されるところを見たらという意味ですけど。過去の肩書にこだわる古い体質の平野市長という御意見ですが、それに対して市長はどうお答え

になるのでしょうか。

それから、今後についてですけど、これからはより一層市民サイドに立脚し、軸足を子供に据えた教育が必要だと。市民サイドに立脚し、軸足を子供ですね、小林教育長もそうおっしゃって見えましたが。軸足を子供に据えた教育のリーダーが求められますという意見ですが、これに対して山梨市長はどうお考えですか。

もう一点、最後ですけど、人のぬくもり、温かみが教育にはどうしても必要なんだと、ぬくもりと温かみが教育には必要なんだということですが、当然その懸念を持って寄せられている手紙なんですけれども、市長はいかがお考えでしょうか。

議長（村橋安治君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。寺町議員はどういう投書のもとによってそういうことを言われるのか、世の中にはいろいろそういったことを申される方があろうかと思いますが、そういった意見ということについて、見きわめるということは必要かもわかりませんが、単なるそういうことで私は左右されるものではありません。人物調査もしっかりしましたし、過去の成績も立派でございます。そして、市民サイドから考えても、過去の実績を見ましても、そういった関係で立派にこなしていただいておりますし、人のぬくもり等ということを言われますが、そういった面も十分兼ね備えていらっしゃる方でございます。そういうふうに確信をしたわけで、こういうことに選任同意をお願いするということございまして、議員がどういう方にそういうことを言われてみえるか知らんが、そういうことがあればはっきりと申しただければ、その方に答弁させていただきます。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第55号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、議第55号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 討論

議長（村橋安治君） 日程第7、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（村橋安治君） 日程第8、採決を行います。

議第55号 山県市教育委員会委員の任命同意について。

本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 発議第7号 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議について

議長（村橋安治君） 日程第9 発議第7号 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議について。

地方自治法第117条の規定により、渡辺政勝君、武藤孝成君、村瀬隆彦君、吉田茂広君の除斥を求めます。

〔渡辺政勝議員、武藤孝成議員、村瀬隆彦議員、吉田茂広議員 退場〕

議長（村橋安治君） 提案者であります寺町知正君に提案理由の説明を求めます。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、議員提案による決議案の提案説明をいたします。

見出しは、選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議ということになります。

先ほど議長の発声のとおり、関係者の方は自治法の規定により除斥になっております。

まず、議員の皆さんに説明しますが、この6月12日に山県市議会の6月議会が開会しました。その後、賛同者の中田議員とともに議長あてに全員協議会の開催を求めました。それは後ほど開かれたわけですが、その全員協議会の開催の前に、6月15日、先ほどの当事者の方たち、それから山県市議会の副議長から県議にこの春転進された横山さん、5人の人が県庁で事実関係を認めるといふことと謝罪をするという会見が行わ

れたというふうに報道されています。そういったことで、事情が著しく変わった。つまり、当初は警察が調べているということが大きく報道されて、議員、私たちも市民もいろいろと心配したわけですけど、それが認めるという形の中で状況が変わったということから、これは、素直にお認めになった以上、公職をやめていただきたい。しかも、4年に1回の選挙を経て議員になるという1つの重要な通過点、公約である選挙、その場のことに関しての不正な行為があったということ。ですから、これは当然やめていただくべきだという自然な結論であります。

そういったことから、市民の声も受けて、山県市議会は辞職勧告すべきであるということでご提案いたします。

まず、その理由は、お手元の資料、まず概略を読みつつ説明いたしますけれども、そもそも私たち議員は、高い倫理観と良識、決意のもと、法令遵守を旨として議員活動に努めなければなりません。

去る6月9日以降の新聞やテレビの報道のとおり、2004年4月執行の山県市議会議員選挙に係る選挙公営ポスター代の水増し詐欺疑惑の容疑で、県警の捜査2課と山県署が印刷業者及び候補者を聴取したとされています。山県市議会議員を辞してことし4月に山県市選挙区選出の県議会議員となった横山氏、渡辺氏、武藤氏、村瀬氏、吉田氏の5人は、6月15日に県庁において、基本的な事案を認め謝罪する会見を行いました。しかし、経緯及び身の処し方には答えないというふうに報道されています。

容疑に係る行為そのこと自体が許されないことは当然です。当事者が容疑を否認するならともかく、当事者が捜査事案を認め、それぞれの議員による当該水増し詐欺が事実であったということは、山県市議会の品位を著しく汚すものであり、かつ市民の信頼を大きく裏切るものである。同時に、県議会にもかかわることから、県民の声も厳しいものです。

一部の者は書類送検されたら職を辞すと述べたという報道もある中で、当事者の対応の無責任さというのは、山県市議会の対応が叱責されることに代表されるように、一層に議会の侮辱するものです。市民の不信と怒りはなお高まり、山県市の信用までも失墜しています。県議会の批判も増えています。当事者議員の社会的、道義的責任は極めて重いものです。このままでは、市議会の運営、そして市政の運営にも支障が生ずることは予想にかたくありません。多くの者が耐えがたい思いをし、憤ることになったことにかんがみ、山県市議会は今般の事態への速やかな対応として、選挙公営ポスター代水増し関与の議員は速やかに自ら県議会議員、あるいは市議会議員としての職を辞すことを勧告すること、以上、決議するというものであります。

なお、ここで、県議会議員である横山氏についても触れていますが、そもそも議会の決議というのは法律上の根拠がないということから、決議をしても本人に拘束力がないというのはこれは一般的な認識であります。いろいろな決議を出して、他団体、国、いろんなことを意思表示します。これは、議会の決議は議会の意思表示であるということにとどまり、かつ意思表示であるという絶対的なものであります。そういった意味で、私たちは、県議会とはここは違いますが、山県市議を務め、副議長を辞して4月の県議選で山県市選挙区で県議になった横山氏も、当然市議会が意思表示すべき相手方であるというふうに認識すべきです。そういったことから、現職の県議、それから市議4人含めて5人に対する勧告を求めます。

それから、さらに、この議会の中で一般質問などで市長にも問われていますけれども、市長は本人の判断に任せるということをおっしゃってみえます。本人の判断と市長がお答えになったその真意というのは、決して居座っていいよというものではないことは、はっきりしていますね、自ら決すべきだというふうに市長は答えたんだと私は受けとめています。そういった意味も重く受けとめていただきたいというふうに思います。

それから、実際、3年前の選挙で平野市長から推薦を受けて、そのことをいろいろな印刷物に書き、はがきに書き、中にはポスターに書いた方もあろうかと思いますが、そういった市長と一議員という関係が成立している中で、市長が今非常に困窮した状況に置かれているということもやはり考えるべきであろうというふうに私は推察します。

それから、市民の皆さんからも、非常に困ったことだ、何とかしてくれ、早く責任をとってほしいということ、そして、事実を究明しという声も強い、そういったことを私たち議員はしっかり受けとめて速やかに判断をすべきであるというふうに私は願って、ここに決議の理由として提案いたします。よろしくをお願いします。

日程第10 質疑

議長（村橋安治君） 日程第10、これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

村瀬伊織君。

20番（村瀬伊織君） 発案者にお尋ねをいたします。

辞職勧告決議、岐阜県議会議員が名を連ねているのですが、今、提案説明の中でも説明はされましたのですが、山県市議会としては辞職勧告をする必要があるのか、今提案説明で説明がありましたのですが、もう一度わかりやすく説明をいただけませんか。

もう一点は、6月15日に謝罪会見をされましたですね、まだ取り調べ中というところ

で、書類送検も十分決定しない状況でありましたが、私たちが聞くところによると、あれは皆さんに迷惑をかけているので謝罪をしたと本人たちからも聞きましたのですけれども、その状況である処分でも辞職勧告はいいと思いますが、その辺はどうか。

2点、まずお答えください。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 村瀬伊織議員の質問に答えますけど、まず1点目ですけど、なぜ県議会議員をとということについて、わかりやすくということでした。

地方自治法は、議会が議案審議をすることは当然自治法の96条で定めていますが、その他、意見を表明する、意見書を出すということもきちっと位置づけ、これはよく国会などに、あるいは大臣に出しますね。そういう意見書というものととも、明確な自治法の何条はないけれども、議会が議決をすればそれは意見は表示できるという当然の権利を持っています。それが決議ということで、よく国に対する決議案を出したりとか、そういったことも、例えば道路とかいろんなことでも決議案をこの議会に出していると思いますけれども、そういった部類に属する案件であるということですね。それを受け取った相手側は、それに従わなければならないという法律の定めはありません。拘束力はないけれども、山県市議会からそういうふうにするようにと言われたということは、これは社会的大きな責任であるというふうに見える。だからこそ、議会は時々物事について決議案を決定するわけですね。

じゃ、辞職勧告ということですね。山県市議は同僚でありますけど、県議は議会のステージが違うということですけども、先ほど申し上げましたけども、今回の横山市議に関しては、私たちが同じ選挙を経てきた仲間でありまして、昨年度は副議長を務めつつ、途中で議員を辞して県議に立候補され、当選されたということから、やはり市議会と縁が深い。しかも、選挙区は私たちと同じ山県市選挙区であります。そういった意味でも、県議会と違った意味で、明確に意思表示ができるのはやはり山県市議会ということが言えるということで、最初の県議についての質問の答えとします。

それから、謝罪会見があったということについて、御本人たちから、迷惑をかけたので謝罪したんだと、そこにとどまるよという話だったということをおは初めて聞きましたが、新聞にはそういうふうには、迷惑をかけたから謝罪しただけというニュアンスはなかったですけど、御本人から聞かれたのならそういうふうにとめまします。

ですが、そのことはそうだと、例えば、市長は6月26日付でこの問題を調査する要綱をつくり、市の公費も使って3人の弁護士に依頼して調査をします。しかも、結論は7月下旬に出すということで、7月上旬、来週早々、2日の期日をとって議員の人

からも説明を聞くということも周知のこととなっていますが、質問の趣旨、まだ捜査中だからということは、市長だって何もできないじゃんと言うべきなのに、そうは思われませんか。市長はできるのであれば、やはり議会も意思表示はしてもいいはず、そういうふうに私は考えます。

議長（村橋安治君） 他に質疑はございませんか。

藤根圓六君。

17番（藤根圓六君） 発議第7号 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議について、本案の提案者である寺町知正君にお尋ねします。

村瀬議員と内容は似通っておりますけれども、再度お尋ねいたします。

第1点は、6月9日以来、連日、しかも最近は実名で詐欺疑惑が報じられておりますが、警察は現在任意で事情聴取している中で、報道にあるような、あなたのコメント及び情報はどこから得たのか。

決議の理由の中にある、基本的な事案を認めて謝罪をする会見を行ったとあるのは、きのうも当事者の多くに確認しましたが、それは、連日連夜のマスコミ攻勢に家族ともども精神的に耐えられなくなり、まず市民に対してお騒がせしている迷惑に対して謝罪したいという会見だったと本人たちは断言しております。その点、あなたの見解とは相違しているのではないかと。

2点目も同じようなことですが、県議会議員横山善道の名前を挙げているが、県議に対しては岐阜県議会でもまだ調査もされていないのに、土俵の違う本市議会で辞職勧告をするということは越権というふうに私は思います。

以上の2点について、先ほど寺町議員も説明されましたけれども、その点もう一度よろしくをお願いします。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） まず1点目ですが、警察が任意の捜査であってということ、それを前提にですけど、本人たちは、騒がせたから市民の皆さんに迷惑をかけたので謝りたいということだったと、本人たちもそう申しているという趣旨だと思うんですが、しかし、私、この問題が6月9日の新聞に出てから、一応私は新聞を5紙とっていますので、朝夕刊、ずっと全部切り抜いていますが、それを見る限り、もちろん印刷業者の証言もありますが、5人の方が関係するというニュアンスで。それから、当事者の一部の人の意見として、やはり水増し部分を認めるという記事が出てきます。記事がうそだとおっしゃるならともかく、藤根さんが理屈をもってこの記事はうそだよと、あるいは本人からこの記事は間違っていますということで私に申し出があればとも

かく、一応公共の報道機関の記事がこのまま通って訂正記事も出ていないわけですから、私は、このたくさんの記事の中に出てくる部分、印刷業者が認めた、本人もその方向を認めている人がいるということ。

それと、6月15日の会見というのは、基本的には報道されていることを認めましたと。単に、ごちゃごちゃと騒がせて申しわけありませんじゃなくて、そこに否定できないものがあって謝るんだという、そのことはだれしも見ていると思います。それを、藤根さんがそこに、本人たちが言うように事実関係を否定したということはおっしゃっていませんでしたが、否定したというならともかく、新聞記事には否定したとも出ていないので、私は報道関係から明らかに信じていますので、認識の違いということで説明させていただきます。

それから、県議に対する決議は越権ではないかということでしたが、それは例えば、国会議員に対して辞職勧告という決議をあちこちの地方議会がするというのも通常ありますね、不正とか事件が出た場合。それと同じで、決議には越権も何もない、それぞれ責任ある議会としての意思表示であるという意味で、越権と考える必要は全くないというふうに考えています。

議長（村橋安治君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第11 討論

議長（村橋安治君） 日程第11、討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

藤根圓六君。

17番（藤根圓六君） 発議第7号 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議案について、反対の立場で討論します。

質疑の過程でも明らかなように、いまだ書類送検もされておらず、司法の判断もされ

ていない現状で、本議会で決議することは時期尚早です。

決議した場合、もし書類送検されなかったり不起訴になった場合、名誉の救済は容易でなく、また、我々議員はその責任をとることが困難です。そして、議員の資格は、除名の懲罰、資格決定による喪失、辞職などのほかは選挙民の判断によって左右されるべきものです。住民が議員として適当でないと判断するならば、次の選挙で適否を意思表示します。さきの選挙で住民が選んだ議員に対し、議会の辞職勧告決議で辞任を求めるのはいささか越権と思われます。

この意味で、議員に議案の提案権があるからといって、今の段階で辞職勧告決議することは極めて適当でないと思います。

よって、私は、本案については反対の態度を表明して討論を終わります。

議長（村橋安治君） 次に、賛成討論はありませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 本決議案につきましては、提出者のほうから非常に詳しく説明もありました。

このポスター制作費疑惑に関しましては、山県市議会と山県市に本当に大きなダメージを与えております。2004年市会議員選挙ポスター制作費にかかわる疑惑につきましては、何よりも私たち市議会自らの説明が市議会の信頼を回復する上で重要であります。しかし、残念ながら、その糸口もいまだ見つけられない状況であります。議会での説明、御当人たちの説明はなされないままでありますけれども、水増し請求などの事実を認める、そういう報道の状況にあります。そして、そういった報道の中で謝罪をされている、認めるという状況にありまして、そうした行為というのは議員としてあるまじき行為であります。

私は、議員の責務と良心をもって市民に対し事の全容を明らかにしていただきたいというふうに考えます。そして、その後責任をとり、辞職されるべきだというふうに考えます。

勧告決議案に賛成討論といたします。

議長（村橋安治君） 次に、反対討論はありませんか。

小森英明君。

19番（小森英明君） 反対討論を申し上げます前に、市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしていることにつきまして、衷心より深くおわび申し上げます。

さて、辞職勧告決議案は、住民から直接選挙された議員を他の議員がやめろというものであり、いささか筋違いかと思われます。議員の責任につきましては、不祥事件を起

こした議員が、政治的、道義的責任を痛感して辞職するというのが本来の姿だと思います。

今回の事件は、警察の捜査中であり、刑が確定したわけではないのに、議員個人の問題に対して議会の多数決で強制することは適当ではありません。むしろ、辞職勧告ができるのは選挙民だと言えるのではないのでしょうか。また、議員辞職勧告決議は法的効果がありませんので、この時期にして当該委員もこの決議に応じることは難しく、ややもすると議会そのものの権威が低下することが懸念されることから、反対いたします。

議長（村橋安治君） 次に、賛成討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

議長（村橋安治君） 日程第12、ただいまから採決を行います。

発議第7号 選挙公営ポスター代水増し関与議員に対する辞職勧告決議について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村橋安治君） お座りください。起立少数であります。よって、本案は否決されました。

渡辺政勝君、武藤孝成君、村瀬隆彦君、吉田茂広君の入場を許可いたします。

〔渡辺政勝議員、武藤孝成議員、村瀬隆彦議員、吉田茂広議員 入場〕

議長（村橋安治君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時5分まで10分間、暫時休憩をいたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

議長（村橋安治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、久保田 均君ほか1名から発議第8号が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程 発議第8号 市民の信頼回復に向けて

議長（村橋安治君） 追加日程 発議第8号 市民の信頼回復に向けての決議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺政勝君、武藤孝成君、村瀬隆彦君、吉田茂広君の除斥を求めます。

〔渡辺政勝議員、武藤孝成議員、村瀬隆彦議員、吉田茂広議員 退場〕

議長（村橋安治君） 提案者であります久保田 均君に提案理由の説明を求めます。

久保田 均君。

22番（久保田 均君） それでは、ただいまより決議についての趣旨説明を申し上げます。

市議会議員は市民全体の奉仕者として、その倫理性を自覚し、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使してはならない。市議会議員がこのたびの新聞報道による選挙公営ポスター代水増しによる不正請求の不祥事を引き起こしたことは、議会と行政に対する市民の不信を招き、本市議会の名誉と権威を傷つけ、信頼を著しく失墜させたものであり、極めて遺憾である。事件の事実説明もされないまま、ただ単に議員自身の進退について考えるものではなく、市民の皆様にも、事件の解明ができる節目節目の段階で、公職者としての毅然とした責任ある釈明と市民の信頼を回復すること、不祥事の再発防止に全力で取り組むことをここに決議する。

以上であります。皆様方には深い御理解と御協力をいただきまして、採決されることを心からお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

追加日程 質疑

議長（村橋安治君） これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 提案者、久保田さん、賛成者、村瀬伊織さんということですね。先ほど、別の辞職勧告決議案を提出した者として、村瀬議員からは質問も受けました。

今、初めて、休憩が明けてこれを見てびっくりしていますけども、そこで、まず提案者に質問します。

まず手続的なことですが、これは、決議の議案は議長に文書で渡すわけですが、いつ、何月何日、何時に議長に渡されたのでしょうか。そして、議会運営委員会は、何月何日何時開催の議会運営委員会を経て、そこではどういう意見があったのでしょうか。

それから、先ほど、何かずっと何人かの方が指名されて除斥された。どこにも書いていないのに、なぜ、その判断はだれがしたのか。議長なら議長、お答えください。どこにもここに具体的な人物名が書いていないのに、何人かの方がぱっぱと出ていきましたが、それはなぜなのか答えていただきたいということと、この想定の中には横山県議は含まれているのか、いないのか、お答えください。

議長（村橋安治君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） まず、この件につきましては、時間的にはほとんど10分ぐらい前に提出をいたしました。議長に手渡してあります。

それから、横山議員につきましては、この文からは一応削除いたしております、事務的には。

それから、今退席をされた分につきましては、議長からの指名でありますので、私が答弁するところではないと思っております。

以上でございます。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） 今の説明ですと、議会運営委員会は通っていない。私どもが先々週でしたか議長に出したときは、議運を通らなければ出せない。しかも、その時点で議運は構成できないということから、議運の構成が可能になった先日、一昨日の朝、10時から本会議が開催前の段階で早朝議運を開いた。そこで、きょう提案することを決めたということは聞いていますけど、これは、提案者の久保田さんが答えなければ議長が答えてくださいよ、質問の回数以外で。そうでなければ、議事手続上明らかな問題ですからね。議運を通さずにこの件は通した。私たちが出したのは、議運がないから中間日に提案できないというふうでしたけれども、そこについては、提案者が説明できるなら説明していただきたいし、なぜなら、久保田 均さん、あなたは議運の委員長です。議運の委員長とこの議案の関係もあなたにはお聞きします。ということで、議長、説明できるなら、あなたが釈明すべきですね、質問の解説とは別に。まず、提案者をお願いします。

議長（村橋安治君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 10分ぐらい前と申し上げましたのは、実際には5分ぐらい前かもしれませんが、議運を開くということは今は行わなかったのでありますが、異議があれば再議したいとも思いますが、このままでも結構だと思っております。

議長（村橋安治君） 寺町議員の質問に答えさせていただきます。

除斥をまずさせていただきましたのは、先ほど、今、久保田 均君から信頼回復に向けての決議ということで、今からいいますと10分弱前にいただきました。これにつきましては、非常に辞職勧告決議案についての関連が非常に強く、そして、責任を強く求めるというような、こういう内容のものでありますので、議運を通すということもなく、私、議長の判断で受けさせていただきました。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） わかりました。じゃ、通常の質疑に戻ります。

今まさに手続がイレギュラーだったので質問したので、質問回数、あと2回させていただきますね、中身について質問しますから。

議長（村橋安治君） あと1度。

14番（寺町知正君） それはないでしょう、こんなイレギュラーな手続をしておいて。議長が先に説明すればいいですよ、これこれこういう理由で議運も開かなかったと。それを私は聞くしかなかったわけでしょう、提案者がどちらかに。だから、それは1回なしにしてください、これから中身について質疑しますから。別に悪いというわけじゃなくて、聞きたいわけですよ、突然出たんだから。中田さんも聞きたいでしょう。

議長（村橋安治君） はい、許可いたします。

14番（寺町知正君） それでは、久保田さんの提案について確認しますが、幾つかあるんですけど、最後の4行に、まず、事件の解明ができる節目節目の段階でとある。節目節目の段階とは何を指すのでしょうか。例えば、警察の捜査、15日の県庁の記者会見、きょうの決議案の審議、あるいはこの議案の審議、今後の書類送検、いろいろ想定されますが、何を想定しているのかであるし、段階でということは、そのときに何かしなさいなのか、節目節目があっても、別に黙っておってもいいですよという趣旨なのか、そこを明らかにしていただきたい。

それから、次に、公職者として毅然とした責任ある釈明をとということですが、公職者として毅然とした責任ある釈明をとという毅然という言葉がありながら極めて抽象的なので、何を具体的に想定してこれをこの議会に提案されるのか、例示していただきたい。

次に、3つ目、市民の信頼を回復するために、まさに先ほど否決された決議案と同じ趣旨ですけれども、市民の信頼を回復するために全力で取り組むということは何を言っ

ているのか。抽象的な決議案では意味がないことぐらいは御承知だと思いますので、例示いただきたい。

議長（村橋安治君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） ここにある節目節目とは、捜査線上にまだあると聞いておりますので、その捜査が進み次第、市民の前に明記できることがあれば節目節目で公表しなさいと、こういう意味であります。

それから、今最後に言われました不祥事の再発防止という文章にかかわるかと思いますが、毅然としたということと含めて、全議員、山県市議員全部を指しております。今後こういうことの起きないようにということは幅広く求めておりますし、この決議そのものは、勧告が抜けておるだけで、寺町さんがお出しになった要するに決議とは内容も似通っておると思いますが、ただ、勧告という文字が抜けておるだけで、決議ということに関しては、内容も非常に厳しくうたっておりますので、そんなに差はないと思っております。

14番（寺町知正君） 3つ目、信頼回復に全力で取り組むとは何を指すんですか。

22番（久保田 均君） 信頼回復とは、今言いましたように、全議員を指しておることでありまして、いわゆるこういう不祥事を起こさないという目的で信頼回復という意味であります。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、最初の節目については、捜査も進み次第というようなニュアンスもありましたけれども、一応議会というのは一事不再議ということで、先ほどの決議案はもう二度とこの会期では審議されることはない、恐らく同種のものもそうですから。そうすると、間もなく閉会した議会の後に、捜査が進みということですから、書類送検されたら何かせよというふうを受けとめていいのかどうか、お聞きしたい。

それから、全議員を指すという、議会全体だと、だから、私たちが出した勧告の決議案と、勧告という言葉がないだけで趣旨は一緒だと、そうであれば、そのように受けとめたいとは思いますが。

3つ目の、全議員を指すということもそうですね。そうすると、全力で取り組むという中には、昨日この議場でも倫理条例、倫理制度について議論がありましたけれども、そういうことも念頭にあると受けとめていいのでしょうか。

議長（村橋安治君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 起訴という言葉がやっぱり起点になるかと思いますが、その段階で、議会としてどうしようというのはそれからの相談だと思いますし、協議をして

いくんだと、そんなふうに思っておりますので、先ほど言いました節目もという言葉もこれにはまいますし、それから、起訴ということが今言いました基本になってまいりますから、そのときにやっぱり議会としての対応は皆さんで考えていくんだらうと、そんなふうに思っております。

今、この中に信頼とか倫理とか言われますが、その倫理という問題につきましては、御承知のように旧高富町で倫理条例をつくっておりました。しかも、あなたが副委員長でつくられました。あなたの言い分が100%入った倫理条例で非常に厳しいものでした。以後、市になりましてから、これが本当に必要なのかどうかという論議をしたときに、余りにも細かくて、例を挙げますと切りがないんですが、例えば土地の買収なんかでも、議員でウマが合う人が行ってもこれは話がつくんじゃないかというようなことも、議員は差し控え、そして職員だけがやっぱり一生懸命骨を折ってきたんだと。そういうことで、土地買収も恐らくまならなかったような事実も聞いております。

そういうことから、非常に厳しい倫理条例をかざしても、内容において本当にいいんだらうかということをおもひも協議をされて、多分、倫理というのは条例がなくても守っていくのが議会人だ、そういうことで今日までこれが制定されていないんだと、そんなふうに解釈をしております。

この中にいろいろ文章で今寺町さんから指摘を受けておりますが、文章については私の説明が不足ならばまた説明をいたしますけれども、内容においては勧告が抜けておるだけで、内容も伴っているんだらうと、そういう気持ちであります。

議長（村橋安治君） 寺町知正君。

14番（寺町知正君） それでは、今の具体的な起訴が節目だと明確な認識ですね。私はそれには賛成しかねますけれども、もちろんいろんな人の判断というのがありますから、そこは価値観ということもありますけれども。通常に考えて、刑事事件で書類送検されるということは当然新聞報道がされます。社会的な責任ということもそこで一定程度問われます。

いろんなパターン、例えば、昨年、羽島市議会議員が、現職の議員が銀行のATMのところにあった10万円という置いてあったお金を持って帰ってしまった。それが後に警察が問うことになって、起訴はされた。その時点で本人はお金も返していたし、議員を辞職したということから、社会的制裁を受けたということで起訴猶予になったということがあったということは皆さん覚えていると思います。

通常、そのように、起訴の前に、書類送検の割と速やかな段階で何らかの社会的責任に関する態度表明が本人から出ない限りは、それは起訴に行くわけであります。特に、

詐欺は法廷ですから、簡易裁判所じゃない、通常の裁判官が3人いる法廷に行きますから、そこで審査されていくということで、そんな状況になるわけですね。そこまで待つということについては、私は極めて納得できないんですが、そういういろんな流れ、状況も考えた上で起訴が節目だと言い切られるんでしょうか。

議長（村橋安治君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 今、例を挙げられましたが、返金で云々とか言われましたけれども、そういう問題ではなくして、今、県会議員を含めて5人ですが、内容が一蓮託生で同一なのかなという。報道で知る限り、細かいことは私どもにはわかりません。そして、本人たちに、おまえはどうなんだというようなことも聞くわけにもいかないし、本人も口を開きません。そういう状態のところ、内容は恐らくそれぞれが違うと思うんですよ。

今おっしゃった例で、10万円で不起訴になったとおっしゃいますが、その比較じゃなくて、5人のうちにまだまだ、私どもが予想する、本当に間違いだったとか、あるいは本当にこれが不本意ながらこんな数字になったとか、こんな記載がされたとか、そういう事実も私はあるんだろうとっておりますから、5人が一蓮託生でどれもだめだということは、今では捜査線上で言い切れない。そういうことから、この決議ということで御了承をいただきたいと思います。

議長（村橋安治君） その他、質疑はありませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） 今、この決議案の提出の仕方に対して、本当にイレギュラーなやり方ということで驚いておりますけれども、文面の中でいいますと、一番最後の行ですが、市民の信頼を回復するためにこの山県市議会として全力で取り組むことを決議するという文面になっておりますけれども、議員というのは常に襟を正していなければならない、そういう公職の身にあるわけでありまして。そういった中で、今回のような疑惑が浮上をして、そして御本人も認めるという部分がかなりあるという状況であるわけです。

こんなときに山県市議会として全力で信頼回復に努めるということは一体どういうことなのかということで、私自身の認識としては、やっぱり山県市議会として市民に対する責任を果たしていこうということで、先日開かれました21日の全員協議会においてもそういった立場での発言をしてまいりましたけれども、本日のこの案件の提案者の久保田議員におかれましては、そうした議会の働きについて、やる必要はないというという立場での発言をされたところであります。全力で取り組むということであれば、

やはり議会としての努力の具体的な方法をつくり上げていく、築き上げていくということが大事ではないかと思うんですけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（村橋安治君） 久保田 均君。

22番（久保田 均君） 信頼回復ということについては、あえて説明はしなくて中田君もおわかりだと思いますが、事が起きたことについては、これは私どももちろん反省をしなければならない、そういうことを思っておりますし、今除斥をしております4人に対しては、この決議の文書の中でも非常に厳しい文句で書きそろえております。

今言われました責任ということにつきましては、もちろん4名、そして私ども議員としても、当時は、恐らく同じことを27人が申請いたしまして、その中でたまたま4人の内容が悪いと、こういうことになってたゞいま捜査中と、こういうことですので、信頼回復ということ、それから責任を持つということにつきましては、そういうものについて本市は、この公営費についてはないんですけれども、そういうものに関してやっぱり責任を持ってきちっとしていこうという、その意味も含めての決議だということも御承知おきいただきたいと思っておりますし、この決議そのものが、中田君にも読んでもらってもわかりますように、非常に厳しい文言ですので、勧告決議とはそんなに隔たりがないし、私が先ほど言いました、起点はどこかということとやっぱり起訴ということかなと思っておりますので、その辺も御承知おきをいただいて、御理解をいただきたいと思っております。

議長（村橋安治君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。たゞいま議題となっております発議第8号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

追加日程 討論

議長（村橋安治君） 討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

影山春男君。

11番（影山春男君） 私は賛成討論をいたします。

今回のポスター代水増し事件、警察の捜査がまだ行われておるところについて確定してはならず、事件の事実説明もされないというのは、今後、起訴の方が出てくる可能性と新たに疑惑の出る人が出ないかと思えます。そう考えた場合、議会としてその時々においてどのような状況になるかも知らないで謝罪をしたからといって事件関与議員を追及するというのはいかがなものかと私は存じます。まず、毅然とした釈明と住民の皆さんの信頼回復、再発防止に努めることが肝要ではないかということで、賛成討論といたします。

議長（村橋安治君） 反対討論はありませんか。

中田静枝君。

16番（中田静枝君） この決議案というのは、やはり警察の捜査ということにゆだねた形での決議案でありまして、議会としての責務について、やはりこの決議ではきちんと語られていないというふうに思えます。そういった立場で、節目節目に御当人たちが明らかにしていけばいいというような言葉も使われておりまして、私はこの決議については、山県市議会としてはもっと別の決議を上げるべき、別の立場で努力をする道をきちんと真正面から逃げないでやっていくべきだというふうに思えます。この決議案はそういった意味で非常にあいまいというか、他人任せというか、そのような決議案というふうに私は受けとめます。よって、これに反対をいたします。

議長（村橋安治君） 次に、賛成討論はありませんか。

寺町知正君。

14番（寺町知正君） 私は先ほどの辞職勧告決議案の提案者です。いろいろ質疑させていただいて、提案者の久保田議員は節目というところについては起訴であるというお考えを述べましたが、ここに文面に出ていないので、それは私見かと思えますけれども、私は、いろいろな社会的な過去の事例から見ても、政治家にとってはもう書類送検が1つのリミットであると、市民の世論も間違いなくそこだということは明瞭なので、見解のそこに相違があることについてはあえてとやかく言わず、この文面を信じましょう、節目節目の段階という。

それから、対象が4人、山県市議会議員に限られたという部分について、横山県議、市議から転身した横山議員をどうするかというところですが、それも4人だということ。そこも釈然とはしない、そういった点もあります。

提案者の久保田議員は、勧告の意味も限りなく持っているんだと、そういう厳しいも

のなんだという前向きな考え方をされています。そこで、私も迷うんですが、辞職勧告は1つの議案、それはもうこの議会で否決されたという中で、何もしない山県市議会がいいのか、決議をすることがいいのか、迷って決めます。賛成します。

ただし、先ほど申し上げたように、いかにここに起訴が節目という久保田議員の答弁があり、でも、市民は絶対それでは許さないということをきちっと受けとめてほしいし、県議だって同じように受けとめるべきだということも、十分ここから読み取れることです。そういった意味で、提案者が言う、辞職勧告に相当する、勧告という域に近いものだということもあって、私は何もしない山県市議会ではなく、意思表示をする山県市議会に賛成したいという意味で賛成討論といたします。

議長（村橋安治君） 次に、反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 賛成の立場で討論をいたします。

今回の選挙公営ポスター水増し疑惑について、現在警察で捜査中ということもあり、私たちも本当に何もわからない状況であります。そんな状況の中、疑惑関与議員を責任の追及をするということは時期尚早という判断をいたします。

発案者の説明にもありましたように節目節目の毅然とした釈明をしながら、市民の皆さんへの信頼回復、それから再発防止に努めるということが私たち議員が今やらなければいけないと思います。そういう立場で賛成をいたします。

議長（村橋安治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

追加日程 採決

議長（村橋安治君） ただいまから、採決を行います。

発議第8号 市民の信頼回復に向けての決議について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（村橋安治君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は可決されました。

渡辺政勝君、武藤孝成君、村瀬隆彦君、吉田茂広君の入場を許可いたします。

〔渡辺政勝議員、武藤孝成議員、村瀬隆彦議員、吉田茂広議員 入場〕

日程第13 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（村橋安治君） 日程第13、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定いたしました。

初めに、議会運営委員会委員長の発言を許します。

議会運営委員会委員長 久保田 均君。

議会運営委員会委員長（久保田 均君） それでは、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に3回開催をいたしました。

3月20日は、平成19年第2回定例会の日程、山県市議会委員会条例の一部改正、常任委員会の質疑通告制度の導入について審議をいたしました。山県市議会委員会条例の一部改正につきましては、常任委員会の所属は1人1委員会、委員会数は現行の3常任委員会とし、総務委員会を総務文教委員会に、文教厚生委員会を厚生委員会に名称を変更し、所管部署も変更するほか、委員定数を総務文教委員会6人、厚生委員会、産業建設委員会はそれぞれ5名に改正といたしました。平成20年第1回定例会に提案することになりました。

また、常任委員会の質疑通告制度の導入につきましては、全員協議会に諮り、意見を聞くことにいたしました。

5月1日は、平成19年第1回臨時会の提出予定議案、日程について審議をいたしました。

6月4日は、平成19年第2回定例会の提出予定議案、日程、その他、寺町議員から議長、議会運営委員長あてに提出された一般質問数と時間について、1人3問45分を5問1時間に、また委員外議員発言を原則許可することを求められました。この要請については、審査の結果、継続審査とすることにいたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

議長（村橋安治君） 次に、環境保全対策特別委員会委員長の発言を許します。

環境保全対策特別委員会委員長 田垣隆司君。

環境保全対策特別委員会委員長（田垣隆司君） それでは、環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、5月29日、委員10名と所管部課長の出席を求め、開催をいたしました。

ごみ処理施設につきましては、クリーンセンターから検出されたダイオキシン類の調査結果と今後の対応、ごみ処理施設機種選定委員会の答申内容及び機種決定、ごみ処理施設計画差しとめ請求訴訟、ごみ処理施設整備事業の事業計画について説明を受けました。

クリーンセンターからダイオキシン類が検出されたことによる継続的な調査の実施計画について、敷地内は解体工事とともに土の撤去を行い、敷地外については環境基準を超えるところはないが、範囲を定め、継続してモニタリング調査を行っていくとの答弁があったほか、機種選定については、機能を重視するだけでなくランニングコストも考慮してほしいとの意見等がありました。

また、畜産環境対策では、平成18年度に実施された畜産の臭気検査と畜産環境改善基礎資料報告書について説明を受けました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的でありますごみ処理及び畜産環境対策に対する調査研究を行い、生活環境の保全を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査をすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（村橋安治君） 次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の発言を許します。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 村瀬伊織君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（村瀬伊織君） 議長よりお許しをいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る5月30日、委員11名と所管部課長、担当者の出席を求め、開催をいたしました。

国道418号線の現状視察として、八百津町の国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所を訪ね、同事務所の建設監督監より、新丸山バイパス新旅足橋の橋台の工事現場に案内をしていただき、事業概要について説明を受けました。その後、国道418号線を八百津町から一路山県市内まで車中より現状視察をし、担当職員より整備箇所及び未改良箇所について逐次説明を受けました。途中、東海環状自動車道西回りルート的美濃関ジャンクションから西関インターチェンジ間の長良川にかかる橋と西関インターチェンジの建設現場を視察しました。

また、市内に関しましては、国道418号線、中洞・畑野・水棚地内の現状、岐阜美山線の平地内の工事現場を視察しました。

市役所に帰り、担当者から国道418号、国道256号バイパス、東海環状自動車道の事業の進捗状況について説明を受け、東海環状自動車道については、尾ヶ洞南自治会への今後の対応、国道256号バイパス関係では、農地の用地買収に関連して出てきた休眠抵当権の内容、伊東地内の農免道路から以北についての計画について質疑応答がありました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査研究を行い、適切な事業促進を図る必要があります。今後においても継続していくべきとの結論に達しましたので、継続審査をすることを希望し、委員長報告といたします。ありがとうございました。

議長（村橋安治君） 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

日程第14 質疑

議長（村橋安治君） 日程第14、質疑。

議会運営委員会、特別委員会中間報告についての質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第15 閉会中の継続審査について

議長（村橋安治君） 日程第15、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査

の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

環境保全対策特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（村橋安治君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（村橋安治君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成19年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長時間、大変御苦労さまでございました。

午前11時47分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 村 橋 安 治

13 番 議 員 谷 村 松 男

15 番 議 員 渡 辺 政 勝